

内閣委員會議録第十五号

昭和二十八年七月十五日(水曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 稲村 順三君

理事大村 清一君 理事高橋 等君

理事八木 一郎君 理事上林與市郎君

理事鈴木 義男君 理事松田竹千代君

江藤 夏雄君 津雲 國利君

永田 良吉君 長野 長廣君

平井 義一君 高瀬 傳君

栗山 博君 神近 市子君

長谷川 保君 富吉 榮二君

中村 高一君 辻 政信君

出席國務大臣

國務大臣 緒方 竹虎君

出席政府委員

總理府事務官 三橋 則雄君

(恩給局長)

引揚援護庁次長 田邊 繁雄君

委員外の出席者

人事院事務官(人事院給与局長)

慶徳 庄憲君

専門員 亀井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

七月十三日

委員中助松君辞任につき、その補欠として田中彰治君が議長の名で委員に選任された。

同月十五日

委員島上善五郎君辞任につき、その補欠として長谷川保君が議長の名で委員に選任された。

七月十一日

公務員の給与改訂に伴う恩給改訂に

第一類第一号

内閣委員會議録第十五号

昭和二十八年七月十五日

第一類第一号

内閣委員會議録第十五号

昭和二十八年七月十五日

第一類第一号

内閣委員會議録第十五号

関する請願外一件 (佐瀬昌三君紹介) (第三三三六号)

軍人恩給復活に関する請願外一件 (坊秀男君紹介) (第三三七七号)

同(橋本善美三郎君外一名紹介) (第三三三八号)

同(今澄勇君紹介) (第三三三九号)

同外一件(田淵光一君紹介) (第三三四五号)

桂高等学校隣接地の保安隊使用反対に関する請願(大石ヨシエ君紹介) (第三三四七号)

増加恩給並びに傷病年金復活等に関する請願(古井喜實君紹介) (第三三五六号)

元南滿洲島特定郵便局長に恩給法適用の請願(園田直君紹介) (第三三四四号)

元樺太特定郵便局長に恩給法適用の請願(園田直君紹介) (第三三四三六号)

同月十四日

軍人恩給復活に関する請願(高橋順一君紹介) (第三三六二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三三号)

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(内閣提出第一三三五号)

○稲村委員長 これより會議を開きます。

恩給法の一部を改正する法律案及び昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案を一括議題とし、質疑を続けます。質疑は通告順にこれを許します。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 私は國務大臣にこまかい数計に基づいて基本的な御質問をしたいと思つたのでありますが、なかなかそううまく行かないのでやむを得ませんから恩給局長にお尋ねをいたしまして、國務大臣のかわりをやるわけには行かないのであります。政府の方針は恩給局長も御存じなので、できる範囲においてお答えを願いたいと思ひます。

いろいろなパーセンテージを了解しておきたいと思つたのでありますが、四百五十億、一年を通算して五百七十七億のことは前回承つたのであります。いゝゆる軍人という言葉を狭くなるかも知れませんが、今度の改正によつて恩給を受ける人の総数を承りたい。

○三橋(則)政府委員 今度の新しい措置によりまして給せられる受給者の数は、年金受給者といつたしましては百九十二万四千人とこの間申し上げましたが大ざつぱりに申し上げました百九十三万人ぐらゐと推定されております。その中におきまして、たとえは増加恩給の受給者は大体四万五千人と推定いたしておりますのでありますが、お手元に差上げてあります統計によつても御承知のごとくに、四万三千人前後が最近の統計から推した来年度の予算の

推計人員とも考えておるのであります。しかし病院に入つて出て来る人もあるかと思われまして、そういうことを考えまして少しとめたようなかつこうになります。四万五千といふふうになっています。

○鈴木(義)委員 文官の現在受けておる受給者の総数は幾らになりますか。大略でいいです。

○三橋(則)政府委員 お手元に恩給統計という統計表を差上げてあります。その統計表の二十七年三月末までは大体統計局に統計を委託いたしました。正確な統計をとりました。その数によりまして、二十五万六千五百六十六、大まかに申し上げて二十六万人といふふうには御推定願いたいと思ひます。もちろんこれは恩給局長の裁定いたします恩給受給者の数でございまして、そのほかに都道府県知事の裁定している恩給受給者というのがございまして、この数は大体大まかに申しまして、全国を通じてこの数と相匹敵するぐらゐの数と御承知願つて大差はないのじやないかと思つております。

○鈴木(義)委員 そうすると文官のための本年度における恩給の予算は幾らでありますか。

○三橋(則)政府委員 二十八年度の恩給費として組みました金は、文官恩給は百十五億円です。こま／＼しく申しますと百十四億八千五百五十四万六千円となつております。

○鈴木(義)委員 都道府県は金額は大分違ひましようか。似たところになるわけですね。

○三橋(則)政府委員 大体さうでございます。

○鈴木(義)委員 その今度組んだ予算の総計が文武官を通じて恩給の総計、どう了解してよろしいですか。

○三橋(則)政府委員 さうでございます。今申し上げました金額に四百五十億円をプラスいたしましたものが恩給の総額、それからただ予算に掲げてありますのは恩給等と書いてあります。若千とま／＼のこととしては、草年金等がほんの小さい金額ですが入つております。若千金額のずれはございまして、大まかに申しまして今先生のおつしやる通りに御承知願つてつけようだと思ひます。

○鈴木(義)委員 これは日本の財政全体からそろばんをすれば出て来ますけれども、念のため、質問を展開する順序として申し上げるわけでありまして、国家予算の金額のパーセンテージをちよつと承りたい。

○三橋(則)政府委員 本年度の一般会計の歳出予算は九千七百億円ばかりになつております。それから公社なんかに入れました場合におきましては二兆八千六百七十六億円になつておると承知いたしております。そこで前段申し上げましたところの九千六百八十二億円という数に比較いたしますと、今の恩給予算の金額が大体五・八％ぐらゐになるのではないかと申しております。それから特別会計を加えました金額に比較いたしますと一・九何パーセントに

なるのじやないかと思つております。
○鈴木(義)委員 これは無理な御質問かも知れない、無理ならばそうおつしやつていただいてよろしいのですが、英米独仏等の各国におけるパーセンテージをおわかりになつておりますか。

○三橋(則)政府委員 実は私もここに独伊なんかの例を調べようと思ひまして調べたのでございませうが、はつきりしたものをまだつかめないでおります。

○鈴木(義)委員 ほかの国の例はしばらくおきまして、わが国のこのパーセンテージとしても相当大きなものであると思ひます。他の国と比べて相当の重さを持つてゐる。それでこれは恩給局長にお尋ねするのは無理であります、わが国の財政規模から見てもこれを倍にし、三倍にするといふことは不可能であることはだれでもわかることだと思ひます。昨日の公述人の公述等を承つておきますと、一方では社会保障制度で行けと言ふ者があり、他方では恩給は純然たる恩給法理で行くべきものであると言ふ者がある。りくつとしてはりつばにそれも成り立つておりますが、しかし結論的にどちらも結局条件付で賛成してゐる。それは笑ひ詰めてみれば国家財政というところに帰着する。社会保障制度としても完全なものではないからこの程度でひとつ社会保障制度の一環としてやつて行こう、一方は恩給権理論から行けばはなはだ不徹底なものであるが、国家財政からやむを得ない、がまんする、こういうことであつて、理論は別として実際問題としては結局この辺で妥協するはかはないというのがこの原

案であらうと思ふのであります。恩給局長にそれをお尋ねするのは無理であるが、たくさん陳情書や嘆願書がわかれの手に元にも出ております。いわゆる下に厚くして上に薄くするほかはない、こう見られる。下に厚くするた

めには、実はこの原案にもないところの国家給付員法による徴用者であるとか、そのほかやはり同じように国家のために犠牲を払つた人たち——それは職業でないのだからというのが恩給論者の主張するところでありまして、

が、しかし実質は、二年なり三年なり国家の求めに応じて一種の公務員に似たことにおいては正常な公務員と同じものであると私は見てゐる。ゆゑに恩給理論をそこまで拡張してもさしつかえない。社会保障制度で論ずれば簡単に制されるわけでありませう。私は理論をお尋ねするわけではありませう。イデオロギーをどちらにするかといふことをお尋ねするのであります、この点について政府としては、もしでき

るならばこの予算の範囲内でそういうふうによりくりすることが妥協であるといふようにお考えになりませうか。

○三橋(則)政府委員 今の鈴木先生の御質問の点は、基本的な問題になるのでございまして、私がここで答へることとはたいへん僭越がましいことかと存じますが、答へさせていただきます。私は恩給という範囲内においての処理をするように命ぜられて来ております関係上、自然限定された範囲内において考えて来たのであります。従ひましてその範囲内に今のお話のよう

な、かつて恩給法上の公務員でなかつた者をも入れるということにつきましては、根本的には法律体系を考慮直して

からなければならぬ、すなわち基本的なものの考え方をかえてからなければならぬのではないかとと思つておるのでございまして、今のお話のよう

に、四百五十億円の予算の範囲内においてただちに全部をかかえこんでしまふといふことは、ちよつと即答いたしかねるところであります。

○鈴木(義)委員 恩給局長の立場としては無理もないことではありますから、そこは了承しておきます。昨日も大分議論が出ておつたやうであります、何か社会党は軍人恩給に反対をしてお

るというふうな印象を与えておるやうであります。しかしわれわれは決して軍人に差別待遇をしようとは思はれておらない。ただ、軍人というものはなくなつたのであるから、制度の上において考え直さなければならぬといふことを考へておりました、過去の功績に對し報いるところなくてはならぬといふこととに對しては、決して自由党の諸君と違ひ考へ方をしているわけではないのであります。ただ、結局財政上まかなえないので恩給を文字通りやれなくなつたのであるから、社会保障制度で行くべきではないか、社会保障制度で行つてもさしつかえないのではないか、もちろん文官についてもわが国の財政がだん／＼許さなくなりつつあるの

で、普通恩給のはかに傷痍年金を与えるといふこと、またいわゆる七項

症まですべて年金を与えるべきである。目症に對しては一時金を与えるべきである。それから遺家族に對しては原案以上の優遇を与えるといふやうな考へ方を持つておるわけでありませう。

○三橋(則)政府委員 戦死者の数と戦病死者の数とを区別するといふことは、實際困難なことではございまして、実は私もそういうことをはつきりしたいと思つたところではございませうが、何と

申しまして終戦後軍人の遺族の方に恩給も給せられぬ状態になり、そして講和条約の効力発生後におきましてやつと優遇の措置が講ぜられるやうになつて、死没者の実情調査などが始つたやうな状態でありませう。従ひまして今先生の仰せられることも、私たちが法案をつくるときに考へて、求めたのであります。戦死者と戦病死者をはつきり区別した数はわかつておりません。大体戦病死者をひつくるめて推計されるものはこの予算に見込み、恩給の対象になるものとして百五十万四千人を予定いたしております。

○鈴木(義)委員 これが一つ重大な問題でありますからお尋ねするのであります、政府はさういふ考へておられるか。たまたま當つて死んだ者が戦死者であるかといふことをお尋ねいたしたい。

○三橋(則)政府委員 恩給局長の従来の考へ方といたしまして、戦闘行為によつておるのを、また戦闘行為に基因

いたしましてその結果病氣となつてな

くなられた方は全部戦死者と同じやうな取扱ひをしていませう。すなわち戦闘行為によつて直接死んだ方のほかあるいは戦闘行為に基因する疾病によつて

なくなられた方も戦死者と同様な取扱ひにする、さういふやうにいたしております。そこで今度は戦傷に基因する

傷痍疾病とはどういふものか、その範囲が問題になつて来ると思ひます。その範囲につきましては、終戦のときまでは陸海軍の当局と緊密なる連絡をとつて、内規的なものをつくりまして事務を簡易に整理したのであります。今度は御承知のような終戦によりまして今までにない非常に複雑な事情が戦病死者の間に介在するといふことが察せられます。従つて戦死者の範囲を一体どういふやうに取扱うかにつ

針としては、もちろん外地たる内地たるを問わないのでしようね。戦死者の範囲をできるだけ広く考えたいという気持を持つておられるものと了解してよろしいですか。

○三橋(則)政府委員 合理的な範囲におきましては、できる限り今の御意見に沿うようにしたいと思つております。

○鈴木(義)委員 それから話が飛び飛びになりますが、急ぎますために断片的な質問をいたしますことをお許し願いたい。われ／＼実は老齢の軍人だけには優待しなければならぬと考えております。若くして働いておる者には、これは国をあげてみんなが苦しんでおるときだからがまんしてもらう。そして遺族、傷病者に主力を注ぐべきであるという考え方から、そういうことを厚生当局等でお調べになつておれば知りたいのであります。無理かもしれませんが、つまり軍人の比較的老齢になつておらない方がどういう就職をしておるか、あるいはどういう失業状態にあるか、そういう統計等はわかりにならないでしょうか。

○三橋(則)政府委員 就職の状況等については実は調べたものは持ち合せておりません。厚生省の局長がおられますから、あるいはその方から答弁があるかと思ひます。

○田邊政府委員 調査したものはございません。

○鈴木(義)委員 それは非常にむずかしいことかもしれませんが、恩給受給に關連してやはりこういう統計は、行く行くは調べていただきたいものだと思ひます。

それから人間の平均寿命、これはわ

が国だけが最近延長になつて、ほかの国は前々から延長されてきたのかもしれないが、これに伴つて恩給の受給年齢、若年停止等の年限が世界的にどう動いておるか、これはごく大略でもいいのですが、今わかつておれば承りたいと思ひます。

○三橋(則)政府委員 受給者の世界的な年齢につきましては私寡聞にしましてよく存じませんが、いわゆる恩給受給者の若年停止という制度につきましては、日本の現在の制度をつくる際にはアメリカの制度をも参考にしたのでございまして。アメリカの制度は全然違つております。人事院で勧告の草案として発表されましたような、あの考え方がすなわちアメリカのやり方でございまして。それからドイツ、イタリアの場合を調べましたが、日本のようにこま／＼となつておりません。そこで世界のことはよく存じませんが、日本における恩給の受給者の年齢につきましては、まだお手元に配付してあります。私の方で毎年々々裁定いたしましたものの初給年齢の調べがございまして、それを後刻先生にお目にかけることにさせていただきますと思ひますが、よろしゅうございませう。

○鈴木(義)委員 よろしゅうございませう。文書でお願いいたします。

それから今度は七箇年以上在職ということにしたわけでありまして、これは何か特別な根拠があるものであります。財政上の理由といへば一言で片づきますけれども、何かはかに根拠があるのでございませうか。

○三橋(則)政府委員 最初法案を考え

れましたように、何としてもまず遺族、その次には重傷病者、それから老齢軍人、それから一般の人、こういう順に考へて、そうしてしかも国家財政の許す範囲内において恩給の措置を講じよう、こういうような基本的な前提を立てたわけでありまして。そうして考へてみますと、この傷病者とかあるいは戦死者の方々は在職年数は大体二年、三年でなくなられた方々、けがをされた方が非常に多いのであります。そういうような方々につきましては、実際は在職年限が普通恩給年限に達しては、たゞ同様の取扱ひ方をして、恩給を給するようになつておるのであります。七年の制限を設けなくて、短い在职の方ににつきましても恩給を給するとか、あるいはまた恩給の基礎在職年にそういう在職年を入れるとかいうようなこともできるなら、したいところではあります。しかしそういうことをしますと、生存者の恩給がふえ、ひいては必然的にこの恩給の金額の増大を来すばかりでなく、今後相当長い期間にわたつて恩給の金額の増大を来すことになりはしないだろうか、また遺族傷病者の方々に對する処遇も現在のところ十分な処遇ができないにもかかわらず、そういうようなことをすることはいかなるものであらうか、こういうようなことを第一に考へたわけでありまして。それからもう一つは在職七年ということをきめましたのは、たいへん申しにくいことではあります。終戦の際におきましては、御承知の通り、非常な混乱の状態に陥りましたために、人事に關する記録といふのは必ずしも全体としてはまつたき整備はされてお

りません。従ひまして従來のごとく、こま／＼い記録といふものは完全でございませぬので、従つて従來のような短かい在職年をも調へまして恩給の基礎にいたしますことは、事実公平なる給与をする上からいかなるものかという考へをいたしましたのであります。そういうようなことを考へまして、生還された方々に対しまして、非常に言いにくいことではございませうけれども、一番犠牲に申し上げましたごとくに遺族、傷病者の方々のこともお考へ願つて、ひとつごしんぼう願うことにしたいでございます。こういうふうに考へたのでございませう。

○鈴木(義)委員 先ほど質問したつもりでありましたけれども、お答えをいただくことができなかったで、重ねてお尋ねいたしますが、若年停止の点でわれ／＼は厚生年金が五十五歳になる、これと歩調を合せることが必要ではないかという考え方から、われ／＼の立場では実は五十五歳を主張してゐるので、その点は御考慮になつたことがあります。か、どういふお考へでありますか。

○三橋(則)政府委員 今度の案におきましては、五十五歳までに一応年齢を引上げて五十五歳から金額の支給をすることにいたしましたのでございませう。ところで問題は五十五歳にちよつと欠けても恩給をやらぬようにする、あるいはまた恩給を全然給せられない者と給せられる者との間の、いわゆる段階といひますか、断層といひますか、それをなめらかにするかどうかといふことが一つの問題になつて来ると思ふのであります。

實際の人事行政の円滑なる運営とい

うことを考へますと、現行法のごとくに、四十五歳から五十五歳の間におきましては、若干その間をなめらかにするような措置を講ずることが妥当ではなからうかと考へました。これは實際の人事行政の運営の面から考へて来たわけでございます。そういうような見地に立つてはたわけでございます。ほかの制度におきまして、たとえば厚生年金保険法の制度におきまして、五十五歳といふことになつておるといふようなことを全然考へなかつたというわけではございませぬ。

○鈴木(義)委員 次に文官と武官を通算して考へるといふことについては、どういふ政府のお考へですか。

○三橋(則)政府委員 でき得れば全部通算するようにはしたいと思つてゐるところでございませうが、先ほど御説明申し上げましたような事情からいたしまして、文武官の通算につきまして若干の制限を設けた次第でございませう。これは過去におきまして、たとえば大正十二年前におきまして、一般の文官の中の警察職員とか、学校の先生とかは、軍人との間には通算は全然ございませぬでした。それからまた昭和八年でございまして、それまでは学校の先生と軍人との間における通算はなかつたのでございませう。従つて終戦の際の恩給受給者の中におきまして、大正十二年前に退職または死亡された教育職員あるいは警察監獄職員と、それから大正十二年から昭和八年の間に退職され、または死亡された学校の先生及びその遺族の方、それからそのほかの公務員及びその遺族の方との間におきましては、通算において差別されておつたやうな事情であります。こ

それはそのとき々の国家の財政その他やむを得ない事情からそうなつて来たのじやなからうかと思つておるところでございます。従ひまして今回の法案におきますごとく措置をいたしましたのは、こういうことをすることそのことが当然の問題としてしたのではなくて、やむを得ない現下の情勢に基いてとらざるを得なくしてやつたところでございます。

○鈴木(義)委員 次にけがの問題であります。これも恩給理論と社会保障みたいなものとの争いになつておりまして、われわれの考え方としては十分な慰給をすることができないならば、せめて昨日の公述人のうちにそういうことを申しておつた者がありますが、大將が腕一本なくした場合でも、兵が腕一本なくした場合でもその不自由さは同じことである。ゆゑに階級によつて區別して傷病年金を与えるという考え方よりは、むしろ傷の重さによつて与えるのであつて、階級差をそれにつけるといふことは理論的にはとにかく、實際問題としてはそういうことは差控へようじやないかという考え方を持つておるのであります。その点について政府の所見はどうでありますか。

○三橋(則)政府委員 これはなか／＼むずかしい問題だと思つております。これは結局こういうような補償制度の根本の問題ではないかと思つてございまして、かえつて鈴木先生などにお教へを請わなければいけないことかと思つてあります。実は補償制度におきましては、御承知の通り、何をどういふものかをもつて補償するかというものが、根本問題じやないかと思つた。労働基準法におきまして、国

家公務員災害補償法におきましても、あるいは厚生年金保険法におきましても、そのものさしとして考えられておるところは、退職当時の条件でございまして、退職当時の条件というものは退職当時の俸給ということになつております。退職当時の俸給の多い者は、多量に同じけがをしてもその損害の多かつた者という一つの前提が立てられればこそ、労働基準法におきましても、あるいは厚生年金保険法におきましても、国家公務員災害補償法におきましても、ああいうような制度ができるのじやなからうかと思つておるところでございます。また従来の恩給制度においてもそういうことでございまして、

古い昔のことを申し上げたいへん恐縮でございますけれども、大正十二年前におきましては、やはり文官なんかにおきましては、たしか一定の率で出しておつたと思つてございまして、

そういうような率で出しますと、結局俸給の多い者はたくさん恩給が増加恩給の金額を給せられることになるわけでありまして、そこで今先生の仰せられましたような、上薄下厚の精神を織り込んで参りまして、定額制にして退職時の俸給に比較いたしまして、上になるほど恩給の金額は絶対額は多いが、相対的には少くなるような措置をいたしました。すなわち言いかえまして、今の厚生年金保険法とか、あるいは労働基準法とか、国家公務員災害補償法の給付の精神を生かしながら今先生の指摘をせられました上薄下厚の精神を盛り込んで来たのが、この制度であると思つておるところでございます。

○鈴木(義)委員 誤解を避けるためにわれ／＼の立場を明らかにしておきますが、まるでこの階級差を認めないというわけじやないのです。すでに軍隊制度がなくなつたのであるから大將以下兵まで十七階級もわかる必要はなからう。もつと圧縮して、たとえば五階級とか四階級ぐらいにわけて普通恩給をやる。それからけがにつつきましては、けがの重さに応じた平等の年金をそれにプラスしたものを与えて行く。若干の階級差が残つてつ平等の扱いをするということがあり得る。そういう見地から質問をいたしておるわけでありまして、これは誤解を避けるために申しておきます。

○高橋(等)委員 たいだいま戦傷病死の問題につきましても、御質問があつたのであります。これは今後恩給法を適用いたして行く上において問題が多いと思つて、現在援護法の規定過程におきましても、非常に問題が多い関係で、戦病死者に対しては年金あるいは甲類金の支払い態度が未決定のものが多いといふことは、先ほど来厚生当局からお話があつたところでありまして、私は恩給法第四十八条のいわゆる「公務ノ為傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノト看做ス」の点を恩給局長から一応御説明を承りたい。

それから第四十九条の特殊公務と普通公務を今度なくされております。従つて公務のため傷病を受け、疾病にかかりたるものとみなされるものは、結局四十八条の規定がおもな規定になつておると思つております。従つて四十八条の条文及びこれに関連いたした「公務旅行中別表第一号表ノ二ニ掲クル流行病ニ罹リタルトキ」及び三項の点について一応御説明を承つて、なお明らかになつたところをいいたしたいと思つてます。

○三橋(則)政府委員 今お尋ねの四十八条の規定でございますが、四十八条は実際の場合において公務のために傷病、疾病にかかつたものであるか、あるいはまた公務のために傷病、疾病にかかつたものでないのか、その判定に苦しむ場合があるわけでございます。その判定に苦しむ場合としてあげられた一つの場合の規定でございまして、そういうような場合におきましては、これを常識上公務によると判定してしめるべきではないかと思はれるものを公務によるとする、こういう見地に立ちましてこの法律の条文はつくられていたと承知いたしております。そこで四十八条の二項に、「公務旅行中別表第一号表ノ二ニ掲クル流行病ニ罹リタルトキ」こう書いてございまして、この別表第一号表に掲ぐる流行病にかかつた人でありまして、そのかかつたのが公務旅行中でありまらば、その流行病にかかつたのが、公務でかかつたという証明を要しないで、公務傷病にかかつたものとして、それから三号のところで「公務員タル特別ノ事情ニ関聯シテ生シタル不慮ノ災厄ニ因リ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給審議会ニ於テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタルトキ」こういいますのは、たとえばつと昔、浜口総理大臣が凶刃に倒れたが、ああいうような場合がこれに該当するのであります。その場合はほんとに「公務員タル特別ノ事情ニ関聯シテ生シタル不慮ノ災厄」と申すべきものかと思つては、そういうような場合におきまして、恩給審査会において公務とみなす、というふうな取扱ひをすることになつております。

○高橋(等)委員 そこで伺ひたいしますが、いわゆる過去において戦闘行為に従事するために外地へ行つておつた軍隊、これは四十八条の第二号のいわ

ゆる公務旅行中と解釈されておりますかどうですか。

○三橋(則)政府委員 旅行中とは限っておりません。

○高橋(等)委員 そうすると戦地におもむきまされたところの人々は、どの条文によつて問題を解決されるつもりですか。それはこの恩給法一部改正案のどの条文ですか。

○三橋(則)政府委員 お答えいたします。お手元に配付してあります、昭和二十一年四月一日現在の恩給法関係法令集というのがございます。その法令集の四十八条のところに、「勅令ヲ以テ指定スル地域ニ在動中其ノ地ニ於テ流行病ニ罹リタルトキ」という文があつたのであります。これは旅行といふことではないのであります。先ほどの高橋先生の御質問は、戦地における軍隊、これを旅行中と同じに取扱うかといふ御質問でございましたので、私はそうではないとこう申し上げたのであります。昔の一号が入つておりました。戦後におきましてはこれを省きました。その一号の、「勅令ヲ以テ指定スル地域」というのは、昭和二十一年の法令集の後の方にずっとございまして、それによつてあるのは千島列島とか、仏印とか、太平洋とか、そういう地域において、大体流行病と同じような病気に罹つた者につきましては、すべて公務傷病疾病としての取扱ひをすることになつておつたのであります。その規定は現行法から落ちておりまして、今度の恩給法の規定におきましては、その当時の恩給法の規定が動くような構想をもつて規定いたしておるのでございます。

○高橋(等)委員 どうもただいまの御説明は私納得いたしません。恩給法一部改正法律案の中のどこにそういうことが読めるように規定してありますか。

○三橋(則)政府委員 附則第二十五条であります。

○高橋(等)委員 附則第二十五条にはそんなことは出ていないように思うのですが、これからどういう解釈をされますか。

○三橋(則)政府委員 この旧軍人やそれから準軍人及びその遺族の方々に給する規定は、この附則に書いてあります規定でございます。その附則に書いてあります規定だけでは、旧軍人及びその遺族の方々に恩給を給する規定としては全きを得ておりません。そこで、ずっと昔から今日まで続いて来ておりますところの恩給法の規定を、今度は規定してない事項につきまして動かして行こう、こういうような考え方に立つたわけなんです。そのためにこの「恩給法の規定を適用する」という表現にいたしましたわけでありまして、

○高橋(等)委員 少し長くなりまして、ちよつとはつきりさせたいと思ひますから、皆さんにお許しを願ひたいと思ひます。この恩給法の規定を適用するといふのは、恩給法といふのは現行の恩給法ではないのですか。削除された過去の、昭和二十一年四月一日の恩給法をいうのか、あるいは現行の恩給法をいうのか、その点なんです。法が不備なら不備で直せばいいのです。それは固くお考え願ひぬでもいいのです。

○三橋(則)政府委員 お話のように昭和二十一年法律第三十一号が出されて、そして恩給法の中から軍人、準

軍人その他の規定が削除されたのでございまして。その際にその法律の附則の第二条に……

○高橋(等)委員 どの附則ですか。

○三橋(則)政府委員 昭和二十一年法律第三十一号の附則第二条……

○高橋(等)委員 何ページですか。

○三橋(則)政府委員 この法令集の二十六ページの下の段に附則として、昭和二十一年法律第三十一号、これは恩給法の一部を改正する法律であります。その第二条のところに、「従前の規定による公務員又は公務員に準ずべき者についてはなほ従前の例による。」という規定があるのでございます。昭和二十一年の法律第三十一号によりまして、軍人、準軍人に関する規定は恩給法の中から削除いたしました。しかし削除はいたしたものの、その経過的な規定がここにあるのでございまして。その経過的な規定が今日まで恩給法の中にずっとあるにかかわらず、恩給法の特例によつてずっと発動を押えられておるとかように考へておるわけでありまして。そういう特例を今度はずすことによつて発動させよう、こういうのがこの法律の趣旨であります。

○高橋(等)委員 そうしますと、もう一つ伺ひますが、二十一年四月一日といふものの四十八条、第一項、第一号に「勅令ヲ以テ指定スル地域ニ在動中其ノ地ニ於テ流行病ニ罹リタルトキ」といふのは、今度の法律では生きるのですか生きるのですか。

○三橋(則)政府委員 生きております。

○高橋(等)委員 そうしますと、軍人、軍属が外地あるいは艦船の中におきまして、いわゆる公務傷病にかつたと

いうのを規定するところの条文というもの、どれとどれですか。

○三橋(則)政府委員 今お話のような、艦船に乗組んでおつた者が、公務のため傷病にかつた場合に、それを公務と認めるかどうかという具体的問題につきましては、恩給局長の裁定に関するわけなんです。

○高橋(等)委員 艦船ばかりでなしにいわゆる戦傷病については、その条文が適用されるのですか。

○三橋(則)政府委員 昭和二十七年五月一日の法令集の五ページのところに、第四十六条というのがあるのでございまして、それに「公務員公務ノ為傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具不具廢疾ト為リ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給及増加恩給ヲ給ス」ということになつておるわけです。そこで今お話のように、不具廢疾になつたものであるかどうかといふことが裁定の問題になる、こう思つておるのでござい

ます。

○高橋(等)委員 外地におきまして戦關その他をやりやすために、外地へ軍属軍人として応召して行つておる、それらについては公務のために行つておるものと従来お考えになつておりますか、どうですか。

○三橋(則)政府委員 行つておられるそのことは、公務のために行つておられることと思つております。

○高橋(等)委員 この勅令で見まして、いわゆる流行病にかかりたるときなどといふことでやられておりますが、實際外地で、これは具体的例ですが、結核にかつた、外地へ行つておつてあるいは栄養失調によつて死んだ、こんな例は今度の戦争で多いのでありま

す。これらについてはどういふふうになさるお考えであるか、それを承りたい。

○三橋(則)政府委員 終戦の際までに裁定いたしました実例といたしましては、栄養失調はニューギニアその他のところにいる／＼ありますが、全部戦關によつて死んだものと同じような取扱ひをいたしております。

○稻村委員 これにて暫時休憩し、一時半より再開いたします。

午後二時四十五分開議

○稻村委員 これより開会いたします。

○長谷川(保)委員 先日來しは、聞かれたこととありますが、どうも諸方副総理に伺ひまして、今回の軍人恩給の復活についての考え方がはつきりいたさないようであります。軍人恩給を打切られたと言ふかと思ふと、潜在的な特権だと言ふし、あるいはまた新制だと言ふし、どうもはつきりいたさないであります。たいへん恐縮でありますけれども、もう一度私は恩給局長に、今回の軍人恩給を復活するについて関連してはありますが、恩給といふことについての基本的な觀念といふか、理念といふか、原理を伺ひたい。

○三橋(則)政府委員 恩給の理念についてのお尋ねがございまして、恩給の理念につきましては、御承知の通り、いろいろの説があるようでございます。現行の日本の恩給制度ができる際にもいろいろ論議があつたようござ

います。今日まで政府の方においてとつておる説は、公務員が公務に従事したことによつてなくなつた経済的な獲得能力を補填する、そういうふうなところにその理念を置いておるようでございます。もう少し平たく申し上げますと、公務のために傷病にかかつて腕をなくしたところで、死んだら死んだところで、あるいは長く勤務して老朽になれば老朽になつたところで、そこで失われた経済的な獲得能力を補填する、こういう意味で恩給というものは使用者たる国家が被使用者である公務員に対して給するものであるという考え方に立つておるようでございます。

○長谷川(保)委員 今の経済能力の喪失に対する補填という意味の補償という考え方はどういふお話でありますか、退職金というふうな考え方は全然入っていないのでありますか。

○三橋(則)政府委員 退職金の性格については、御承知の通り、いろいろ議論があるようでございます。ここにはちよつとはつきりした資料を持つておりませんので、私の記憶で申し上げますから、少し違つたことがあるかもしれませんが、御承知のように、終戦後労働争議のやましかつたときに、日経連との間において退職金の性格についていろいろ議論があつたようでございます。従つてまず退職金の性格をどうきめるかということから問題が起つて来るかと思ひます。今私が申し上げた恩給と同じような性格の退職金というのでございませうならば、これはほかの民間においても、あるいはそういう性格の退職金が出されたことがあるかと思つております。

○長谷川(保)委員 功勞金というふうな意味は全然含みませんか。

○三橋(則)政府委員 功勞金というところは全然別な考え方でございます。恩給の中にはそれは含まれていないという考え方でございます。従来行賞といふことがありましたが、これは別な考え方によつてものを考へておるようでございます。もちろん恩給の全体を考へてみますと、私が今申し上げましたような理念そのもので押し通されていくか申しますと、そうでない点も若干ないでもございせん。それは恩給といふものが公務員に給されるという観点に立ちまして考へますと、公務員に給される以上は、やはり官紀といふことも考へなければいけません。ういふことからは、若し今の理念が持つていく点から見て、若し今の理念が少し修正されている点もあつて、またほかのいろいろなポリシーといひますか、政策といふ点も入つて来ているのではなからうかといふようなこともないではございせん。

○長谷川(保)委員 どもも今度の軍人恩給の復活という意味には、少し無理があるかと私は考へられるのであります。一応種々議論せられましたが、軍人といふ職業身分は憲法でなつておる。そこで旧所得を土台といたしまして、これによつて恩給を与えるというところは、どうしても無理がある。国敗れた今日、別途の方法で傷病者やあるいは戦死者の遺族といふ、物心ともに非常に損害を受けて、ことに今日の生活にもずいぶん困難をされておる、そういう方々に対して、今日の財政の許す限り十分なる補償をするといふことはよくわかりま

す。そういう意味では、この国家補償という考え方はよくわかるのであります。けれども、どうしても旧軍人なるがゆえにという考え方が理解できないのであります。昨日も質問に答へたが、恩給の中にもそれは含まれていないといふことと思ひますが、給動員法その他によつて徴用したとして爆死した、あるいはその他の人々は、あくまでやはり正式に政府が雇入れた者でない、そういう立場でこの恩給の方から除外する、そういうことになるのであります。

○三橋(則)政府委員 私がお答へすることがはなされておりましたら、言つていただければまたあらためてお答へしますが、今の御質問は、大体二つにわけしてお答へしたいのじやないかと思ひます。その一つは、一体法理的にどういふふうな見地に立つて、旧軍人に恩給を給するといふ考へをどうつて来たのか、こういうことについての御質問と、その次は給動員法によつて徴用された人々に対して、旧軍人と同じように恩給を給するような措置は考へられないのか、結局今御質問の趣旨は、こういうふうなことに相なるのではないかと申すのであります。それで、そういうふうなことをいたしまして一応お答へいたしますが、少しくづくなるかも知れませんが、御承知のごとくに、旧軍人に対しては連合国からの指令がありまして、恩給が給されておつたのであります。連合国からの指令によりまして、既昭和二十一年勅令第六十八号によりまして、恩給は給せられなくなつて、既昭の恩給証書までも無効にされてしまつたのでありますから、一応恩給の既得権そのものはなくなつてしまつておる

と考へられます。これはもちろん傷病者に給される恩給については別であります。しかししてそのときの法制的措置ではどうなつておるか申しますと、恩給法の規定の中におきましては、旧軍人の方に恩給が給されるという規定がそのまゝあるといふことを前提といたしまして、そして恩給法特例第六十八号が制定されておるのであります。いわば恩給法の中において、旧軍人に恩給を給するといふ規定は、六十八号によつてその発動を押えられて来ているといふのが今日の事情でございます。ところでこの恩給法の特例は恩給法に対して特別法になつておるわけでありまして、この特別法がなくなれば、恩給法そのものが発動する、こういうふうなことになるのであります。

これについては問題としていろいろの論もありまして、恩給法の特例が、講和条約の効力の発生後もずっと今日まであります。効力が今度なくなつていくことになつて参りますと、恩給法の規定によつて、旧軍人には恩給が給されるようになつた法律上の既得の地位があるのじやなからうか、こういうことが考へられるのであります。そこでその既得の地位を考へまして、そして旧軍人に対しては、恩給を給するような措置をすることが、法理論的にも当然なことではなからうか、こういうふうな考へて来たところでございます。もちろん、先ほど申し上げましたように、昔のような厳格な意味における既得権そのものがあることは言へないにいたしまして、今申し上げますような既得の地位といふものは、やはり尊重すべきであらうと思ひます。これを尊重いたしまして、そうし

て恩給を給する措置を考へて来たのでございませう。

次に給動員法によつて徴用された人々に対しては、恩給法によつて恩給を給するような措置ができるかどうか、こういう問題でございますが、恩給法ではずっと昔からあつた規定ですが、在職中の国家公務員の中で、これこれの公務員に対しては、これこれの条件に該当して、退職または死亡した場合に恩給を給するといふことを規定しておつたのであります。そして国家給動員法によつて徴用された人々によつて徴用された人々につきましても、遡及してそういうふうな規定の適用を受けるような措置を講ずるかどうか、こういうことが問題となるわけでございます。遡及して恩給を適用するような措置をしますことが、実際に法律的にもいかにどうかにつきましては、いろいろ議論があることでございます。しかし、なか／＼困難ないろいろ問題がございまして、そこで今のところ私どもは、恩給法を遡及適用するといふことは非常に困難なことである、こういうふうに考へておるのでございませう。

○長谷川(保)委員 それでは次の問題に入りまして、ちよつとめんどろな数字かも知れませんが、今おわかりにならなければ、あとでよろしいのであります。普通恩給を支給される予定の旧職業軍人といふものの数はどれくらいございませうか。

○三橋(則)政府委員 実は率直に申し上げますと、旧職業軍人といふことをよくいわれるのですから、職業軍人

というものの範疇がどういふものかというところも一応検討してみたいと思いますが、なか／＼むずかしい問題になります。今お話のように、旧職業軍人が何人というのを調べたものはございません。ただ御希望に沿うかどうかはわかりませんが、普通恩給を受けるもの、大体将校以上であるのが何人か、こういうようなことは私の方で調べればすぐわかることとでございますから、よろしければ後刻お手元に差上げます。

○長谷川(保)委員 それでは後刻教えていただきたいと思ひます。

それからいま一つ、普通扶助料を受ける者は十七万三千人あるということになっておりますが、この妻と子の数と受けます予定の額、同様に父母の数と受けます予定の額、こういうものがわかりましようか。

○三橋(則)政府委員 実はこれから給しようとするところでございますので、給する者の大体的内容がどういふようになつていくかというような、今お話になりましたような調査は、実はできておりません。

○長谷川(保)委員 次に加算廃止の問題でございますが、まず私は人事院の給与局の慶徳次長に伺いたいのでありま。御承知のように今回の恩給法の改正によりまして、三十八条の廃止というところから僻地であるいは危険業務等働いておられます方々の加算が打ち切れ、あるいは恩給加給が打ち切れることになつたわけでありま。今日たとえ僻地に働いておられます小学校の先生は、どれくらいの手当がついておるか、それから灯台守の諸君はどのくらいついておるか、さらに現行

の三十八条の四にありますが「有毒ノ瓦斯若ハ蒸氣、爆薬類又ハ危険ナル細菌ノ研究又ハ製造ニ直接ニ従事スル勤務ニシテ内閣総理大臣ノ指定スルモノ」

「鉄道事業ニ於ケル蒸氣機関車乗員トシテノ現業勤務」炭坑内切羽ニ於ケル連続的現業勤務」鉄道ノ隧道工事又ハ橋梁工事の控置気内ニ於ケル連続的勤務」肺結核、喉頭結核又ハ癩ノ患者ヲ收容スル病室ニ於テ直接看護ニ従事スル勤務」保安庁及海上保安庁の本船ニシテ排水量百五十噸以下ノ巡視船又ハ排水量二百五十噸以下ノ掃海船タルモノノ乗員トシテノ勤務」こういうふうな方々はどれくらいの手当がついておられますか、概略でよろしゅうございませうが、金額で教えていただきたい。

○慶徳説明員 お答え申し上げます。第一点の教職員に対する僻地手当の点でございますが、私も人事院として所管いたしておりますのは、大體国家公務員でありますので、国家公務員といたしましては、教職員としまして僻地に在勤しておられる者はほとんどございせんので、教職員以外の分についてはございせんけれども、教職員については、ほとんどございせん。

しかしおそろしく私どもの方でやつております僻地手当の支給規程によりまして、地方の方が実行されて、いふのじやなかるうかと想像いたしませう。従いまして具体的なデータは主として地方教職員というふうなことになるかと思ひますので、遺憾でありまが、私も現在は現在手元に持ち合せてございせん。

それから第二の灯台守でございますが、これは大部分が国家公務員でございますので、もちろん灯台守勤務であり

まして、その全部につきまして僻地手当を出しておるものではございせんけれども、ことに僻地の島嶼につきましては大部分僻地手当を出してあります。のみならず従来の給与体系におきましては、官吏俸給令という一本の給与体系であつたのであります。終戦後における新しい給与体系におきましては、その職種ごとに俸給表を異にいたしております。つまり一般の場合には一般俸給表であり、あるいは税務俸給表とか警察警務俸給表であるとか、幾つかの俸給表があるわけでありま。その特殊の俸給表につきましては、一般よりも若干高い水準の給与を支える体系をとつております。今具体的に御指摘になりました灯台守につきましては、警察警務職員並の俸給表と与える仕組みをとつております。平均いたしまして一般俸給表に比較いたしまして四号の水増し、つまり四号俸高の俸給を支給するという体系をとつております。

○長谷川(保)委員 四号俸というものはどのくらいかわれ／＼わからないのですが、金額でどれくらいになりますか。

○慶徳説明員 これは職務の級によつて非常に違ひますので、もし必要でございしたら職務級ごとに種別に資料をつくりまして差上げておつけようであります。

それから次の額、結核病棟に勤務している職員でございますが、これも従来の制度におきましては、特別の給与措置が考えられておらなかつたのであります。その職務の特殊性に際しまして、現在の給与法でいいますと俸給の調整額という形式をとつておるので

ございますが、その職務の級によりましてたしか二号ないし六号だつたかと思ひますが、あるいはちよつと記憶に違ひがあるかもしれせんが、その程度の高い給与を支えるという仕組みをとつております。

それからその次の有毒ガスあるいは爆薬類というふうな点でございますが、これも今具体的なデータを持ち合せておらぬので、あるいは誤つておる点があるかと思ひますが、そのうち一部につきまして特殊勤務手当制度を設けておるのがあるように記憶いたしております。しかし必ずしもこれは全部には行つていないと記憶いたしております。

それからその次の問題の海上保安庁等でございますが、これは先ほど申し上げましたように、現在船員俸給表という俸給表でやつておりますので、これは平均いたしまして五号ほど水準の高いところの給与を支えております。

それから最後に国鉄の機関車乗務員という御質問があつたようであります。これは遺憾ながら公共企業体でございまして、私の所管外でございまして、お許し願ひたいと思ひます。

○稲村委員長 長谷川委員に申し上げます。緒方副総理がお見えになりましたので、審議の都合上緒方副総理に対する質疑を先に行いますから御了承願ひます。

○長谷川(保)委員 まだございませうが、留保しておきます。

○稲村委員長 辻政信君。○辻(政)委員 緒方副総理に、総理大臣の代理としてお答えを願ひたいと思ひます。第一は、本法案の取扱いにおきまして、私ども生き残つて

おる軍人の立場から申し上げますと、まだ動ける者は若年停止をさらに繰上げられてもかまわぬ、われ／＼のものは辞退しても、われ／＼は、かつての戦場において殺した部下の遺族傷ついた傷病兵を少しでも厚く取扱つていただきたい、こういう気持ちであります。しかるに本法案に現れたところを見ますと、その遺族の取扱ひにおいても、傷病兵の取扱ひにおいても、文官との間にかんがりの開きがあるのであります。この点もまた国家財政の現状において忍ぶものは忍んでおるわけでありま。ただひとつお願いしたいと思ひますことは、傷病兵の年金におきまして、文官は、いわゆる第七項症と第一、第四項症まで既得権益のものは、この法令の改正いかんにかかわらず依然として年金をもらつておるのであります。にもかかわらずこの傷病軍人に限りまして第六項症にとどめておいて、第七項症と第一、第四項症は年金を削られる、そこに非常な不合理があるのであります。財政上少いというのではなくして、一方文官はもらつておるにかかわらず、武官の方は六項症で切られておる。この金額は総額にしまして十九億と大体見当つておりますが、財政上支出ができないという政府の答弁でありましようけれども、現に国会予算は昨年比しまして七億四千万円、一部削られたにしましても四億何千万円かの増額を認められて、それが議員の滞在費の値上げになり、立法事務費の値上げになつておるのであります。行政事務費は四千億節約の原案を、さらに大幅に節約されようとしておる。真に総理大臣としてこの傷ついた人を救おうという政治的良心

をお持ちであるならば、私はそのくらの予算が引出し得ないことはなからうと考へるのであります。その点について総理大臣の代理として緒方さんの御答弁をお伺いします。

○緒方国務大臣 辻委員の旧軍人としてたゞいまのものを、の点を御主張になる気持はよくわかります。であります。七項以下を今回の恩給法案で取上げなかつた理由は、先般も申し上げた通りであります。それでは文官との均衡がとれないではないか、これも一応ごもつともあります。現在文官で七項に当る者が増加恩給を受けておるのを剝奪するわけにも参らない、今後はそれを停止することになつておりました、その点におきまして均衡をとつて参りたい、かように考へておりますので、政府としては今の底の浅い財政におきましてできるだけの、旧軍人と申しまして、ほとんどその大部分は遺族の扶助でいて待遇を考へたつもりでございます。今の事情におきましては、これ以上の恩給は困難かと考へております。

○辻(政)委員 ただいまの御答弁であります。今の事情においては困難であるという事は、将来財政が許すならばそれを認めるということを確認なさるのであります。

○緒方国務大臣 確約ということはいふことができません。将来財政事情がどういふことになるかまだなか／＼見通しがつきませんが、財政事情が今われ／＼が目の前に想像している以上に、非常によくなつた場合にはそういうこともできるかと思ひますが、今のところではそういう予想を持つておりません。

○辻(政)委員 ただいまのは、先ほどの御答弁にはなだ矛盾したところがあります。それは文官ですでにもらつておるものは認めるが、将来は六項症で打切るといふ御答弁であります。今傷痍軍人の諸君といふものは、いわゆる過去において傷を受けたのであります。将来受ける者に対しては文官同様六項症で切るといふならばわかるのであります。この人たちはすでに過去において受けた人でありまして、これから傷を受けるのではないのであります。それから、そこに私は非常な矛盾があると思ひます。

○緒方国務大臣 私はちよつと御質問を聞きそこないました。軍人恩給全般に対して文官と均衡をとれていないものがあるが、これに対して将来改善するつもりがあるかといふ御質問と思つてお答えしたのであります。今の七項症につきましては御指摘の通りであります。

○辻(政)委員 七項症に対しては御指摘の通りとおつしやいました。そのような不合理といふことを自覚しながらそれを是正しようとなさらないのかどうかといふことをお聞きしたい。

○緒方国務大臣 将来につきましては、文官の方も七項症の者は増加恩給をいたしませんので、その点において均衡がとれておると考へております。

○辻(政)委員 私将来の問題を論じているのではないのであります。今日傷痍軍人が訴えておるのは過去の事柄に対して訴えておるのであります。これから保安隊が軍隊になつて、その人たちがけがをしたときの取扱ひを言つてゐるのではないのであります。はき違へないようによつてお答弁をお願いしたい。

○緒方国務大臣 七項症の問題につきましては、恩給特別審議会におきまして、いろいろ観点から審議を尽くしたのであります。過去におきまして、昭和八年までですが、それは一時金でやつておつたといふこともあります。今日の国家公務員共済組合あるいは厚生年金保険法等におきまして、七項症に当る者は一時金で済ましておられますので、それに準じまして、また国家財政の点もありまして、そのような決定になつたのであります。

○辻(政)委員 昭和八年に改正されたといふことは、これは文官も同様に改正されたのであります。七項症以下は武官だけを優遇して改正されたのではないと思ひます。その点はどうか。

○三橋(則)政府委員 今回の辻委員の御質問でございますが、昭和八年の改正のときは、それまでは下士官以下でつたと思つております。そのときになつて初めて将校にも年金が給せられるようになったと思ひます。ところで先ほどの緒方副総理に対する御質問にもございまして、これを私が補足して弁答させていただきます。かつての傷痍者に対してはかつての恩給法の規定通りによつたらしいといふやうな、こゝろに御質問だと思ふのであります。そこでそのかつての恩給法の規定通りに支給するか、あるいはまた今日一般のいわゆる非軍事的な原因によつて傷痍疾病にかつた者に対して国家が補償しておるその補償と大體にらみ合せ、そうして規定をつくつて行くか、こういうことが問題のわか

れ目だと思ひます。政府においてはその点をいろいろ考へたのであります。もちろん辻委員の仰せられますごとくに、でき得るならば軍事的な原因によつて傷痍疾病にかつた人に対しては、特に手厚いところの処遇をするといふことも考へなければならぬことではないかと思ひます。しかし他面においては今申し上げるような非軍事的な原因によつて傷痍疾病を受けた一般の人また雇傭人等の国家公務員に対する処遇等のごときも考へて、しかも今度の予算の許す範囲内においてどうしても困難な事情がございまして、先ほど、やむなくしたのであります。先ほどからの御質問の過去の傷痍者だけを特に軽くするといふような気持は全然持つていないのであります。ただ今申し上げるような、な事情から、結論としては辻委員の御満足にならないやうな結果になつて来ておるやうな事情でございまして。

○辻(政)委員 あくまで満足いたしません。これはそこに非常な不合理がある。

次にあらためてお伺いしたいことは、現在戦犯で監獄に抑留されておる人たちの恩給年限に達したくわづかな数ですが、その人たちに對して恩給法の権利は認めるが、支給を停止する、その理由は、諸般の情勢にかながみとありまして、諸般の情勢とは何かといふことを恩給局長に聞いたが、御答弁がありません。この点について副総理からいかなる情勢によつてそれを停止されたか、承りたいのであります。

○緒方国務大臣 戦犯といふものにつきては、私も個人としてはいろいろ

な意見がありますが、今日戦犯といふものがきめられまして、國際的にやはり一つの犯罪としてわれ／＼とは違つた尺度で見えておるのであります。そういう微妙な情勢がありますので、一口に申しましたら、局長から申し上げましたやうな、諸般の事情によつて拘禁中の人には渡してないといふことを申し上げるよりしようがございませ

○辻(政)委員 諸般の事情といふのを局長が説明しないからお伺いするのであります。戦犯の裁判は、御承知のごとく一方的な裁判である。あの中に無実の罪がたかさんあるものであります。ことに恩給法の権利を持つておる人はおおむね古い方で、部下の責任さ

今日フィリピンが戦犯を釈放し、またマヌス島から帰つて来る、対外關係は確かにそこに変化の徴候を示しておる。国内の輿論もまた同情的になつておる。インドのパール判事は戦犯無罪論となつておる。現在在監中の人たちは国内法を適用しないと政府はたびたび聲明しておられるし、この前の選挙において現にその人たちの清き一票がみな行使されておるのであります。そうしておいて、私の見る限りにおいては戦犯の留守宅ほど哀れなものはないのであります。実にひどい状態になつております。しかもわづかである。予算に大なる關係はないのであります。真に政府がその点を御同情くださいます。おやりになつたならば、私はこのわづかなものに対しての例外を認められないといふことはなかつたと思ひます。予算の大なる組みかえを要しないではないか。はつきり所見

○緒方国務大臣 戦犯といふものにつきては、私も個人としてはいろいろ

な意見がありますが、今日戦犯といふものがきめられまして、國際的にやはり一つの犯罪としてわれ／＼とは違つた尺度で見えておるのであります。そういう微妙な情勢がありますので、一口に申しましたら、局長から申し上げましたやうな、諸般の事情によつて拘禁中の人には渡してないといふことを申し上げるよりしようがございませ

○辻(政)委員 諸般の事情といふのを局長が説明しないからお伺いするのであります。戦犯の裁判は、御承知のごとく一方的な裁判である。あの中に無実の罪がたかさんあるものであります。ことに恩給法の権利を持つておる人はおおむね古い方で、部下の責任さ

今日フィリピンが戦犯を釈放し、またマヌス島から帰つて来る、対外關係は確かにそこに変化の徴候を示しておる。国内の輿論もまた同情的になつておる。インドのパール判事は戦犯無罪論となつておる。現在在監中の人たちは国内法を適用しないと政府はたびたび聲明しておられるし、この前の選挙において現にその人たちの清き一票がみな行使されておるのであります。そうしておいて、私の見る限りにおいては戦犯の留守宅ほど哀れなものはないのであります。実にひどい状態になつております。しかもわづかである。予算に大なる關係はないのであります。真に政府がその点を御同情くださいます。おやりになつたならば、私はこのわづかなものに対しての例外を認められないといふことはなかつたと思ひます。予算の大なる組みかえを要しないではないか。はつきり所見

○緒方国務大臣 戦犯といふものにつきては、私も個人としてはいろいろ

を承りたい。

○緒方内務大臣 戦犯というものの対し、わね／＼日本人としての見方と、それから勝つた国が負けた国に對して、かつ個人的にその責任を追究して、戦犯というものをこしらえした動機、その間には私は非常に差があると思ひます。また今御指摘になつたように、國際的にも戦犯というものの對する見方がわつて來つたところがある。私は私どもも感じます。それからいふ、なほ扱いも緩和されつつあることも感じます。しかし何と申しましたも、戦犯というのは公式に扱われておりまして、その取扱ひについては、將來釈放問題とも関連いたしましていろいろ微妙なものがありますので、今のところは戦犯の拘禁中の者には恩給を差上げることはできない事情があります。ただその人たちの留守宅の生活の非常に気の毒なことは重々政府においても承知いたしておりますので、それは家族の援護法によりまして、十分とはむろん申されませんが、ある程度のお助けをしておるような次第であります。

○辻(政)委員 今度の改正法案でまだシベリヤから帰つて來ない人は、從來はいわゆる援護法の適用を受けておつたのですが、今度の未帰還者に対しては恩給法の適用を許されておるのであります。その中には少くとも千二百名のソ連抑留の戦犯が含まれております。ソ連とは外交関係は結んでおらなくとも、ソ連の監獄に入つておる人が、その解釈のもとに恩給法を適用されておるにかかわらず、果敢におる人たちが受けられないことは不合理だと思ひます。いかがですか。

○緒方内務大臣 不合理という見方も立つかも知れませんが、ソ連との間は國交がありませんし、ソ連で一方的に戦犯として扱つておるものは東京の軍事法廷の結果とまた違ふと思ひます。その点におきまして、結果も違ひが現れておることはやむを得ないのではないかと考えております。

○辻(政)委員 それでは先ほどの御答弁で、もし在監者に恩給を支給するやうな優遇法を講ずると、諸外國の輿論を刺激して、アメリカ以下の國が釈放をしよるやうになるというやうなお考えはあるのですか。

○緒方内務大臣 釈放をしよるとまでは申しませんが、たとえ在監者の生活につきましても寛大に、非常に親切に取扱つたことが、かえつて逆な刺激を与えるという事實はございします。そういうことからこれらの扱いにつきましては慎重の上に慎重を期しておるやうな次第であります。

○辻(政)委員 私は、慎重というよりもむしろ自主性を欠く、極端に言へば李承晩に劣るのじやないか、李承晩は反共件を釈放しておりますよ、堂々と。しかしそれは見解の相違と言われればそれまでであります。

最後に伺ひますことは、この恩給の問題で將來非常に大きな問題になりますのは、いわゆる恩給金庫の問題であります。この恩給証書を担保にして、國家として恩給金庫をおつくりになる意思はないか。できるだけひとつ考慮していただきたいと思います。御意見を承ります。

○緒方内務大臣 これは政府としてまだ話合ひに上つておりませんけれども、將來受給者の実情に應じて考へなければならぬことじやないかと考えております。

○辻(政)委員 時間をお急ぎになるようですから、その三点で質問を打ち切ることにします。しかしただいまの御答弁にはどうしても承服できないものがあるというところをつけ加えておきます。

○中村(高)委員 次は中村高一君。○中村(高)委員 新しく軍人恩給が復活するといふ一つの觀念であります。が、今までも恩給が権利として復活するの、あるいは一つの既得権が停止しておつたものが認められるのかというやうないろいろな観点から質問をされておるのでありますが、おそらく私は、この恩給制度ができて参りましたことは、軍人制度というものがあつた當時に、その軍備を維持するために、軍人が命をかけるに戦闘する、もし不幸にしてけがをするあるいは戦死をするというやうな場合に、國家があつて見てくれる、こういうことが軍備というものと一連の関連を持つてこの制度があるのだと思ふのであります。今日日本には軍備もなし、軍人もないのでありますから、この軍を維持する必要なものに、あたつて軍人恩給というやうなものはないでございします。もし日本に將來再軍備でもされるという事態が発生する場合がありまするならば、いざ知らず、今日軍という基本のものがなくなつておるのに、それを維持するために必要とされておりますところの恩給制度があるといふ、その觀念は理解ができません。あるいは別に報償の方法を講

○緒方内務大臣 恩給の沿革由來につきましてはただいまお話のやうな事情もあつたかと考えますが、今日政府が旧軍人の恩給をある形において復活しようとしてゐるのは、再軍備というやうなことの関連は何ら考えておりません。ただ國として、かりに今回の軍人恩給を、既得権の復活と言ふまでも、過去において國のために命をなげ出して働いた旧軍人、その人たちの恩給をもうべかりし意思が占領中にその恩給法が廃止された。それに対して私はよく潜在的な意思というやうなことを言ひますが、その過去の潜在的な意思に対しては、國としては、かりに既得権でないにしても、その義務を感じざるを得ない。それが今回の軍人恩給復活の第一の動機でありまして、今日軍が存在しないから、その必要がない、あるいは將來の再軍備の問題と関連なしに考えることができないといふことは、私も承服できないのでございします。

○中村(高)委員 確かに過去において恩給制度というものがあつた、その制度のもとに戦闘に参加したのでありますから、その人に対しては國家が補償するといふことはわれ／＼も反対ではないのであります。ただ制度として恩給制度という形をとることに對して一つの疑問を持つておる。非常な負傷をして生活能力を失つておる、あるいはその遺族といふやうな方々に対しては、國家が、たとえ補償をすゝるに一定の金額をまとめて出してやるというひとつの方法でありまして、あるいは別に報償の方法を講

ずるといふことも方法でありまして、あるいはその遺族の子供さんは、國がこれを全部引取つて、一人前に育ててやるというやうな國家の補償をするといふことはわかるのであります。けれども、恩給制度といふやうな古い形を連想させるやうなものに對しては、われ／＼は満足できないのであります。特に文官恩給が今日そのまゝ存続しておりますから、文武両方面に恩給があつたことを考えると、片方はそのまゝあつて、片方は全然廃止といふことのまたむづかしいこともわれわれにはわかるのであります。しかし軍人の恩給といふものは軍事の制度があつて初めてあり得るものであり、ヨーロッパ諸國などで当初軍人恩給がつくれたといふことも、軍備といふものと相結んで発達したものであることは明らかであります。それに今日の文官の恩給といふものは便乗したのじやないかと思ふのであります。どうもわれ／＼には、今日の文官恩給制度といふものに対しては理解をすることができないところが多々あるものであります。そういう点から考えまして、私は今さしあたつてこの問題が解決できないといひました。將來は社會保障に行くといふ行き方が正しい、こう考えております。ことに危険を冒して國家のために働いておる者は、官吏のみに限るものでは断じてありません。いくらでも命を的にかけて國家のために働いておるのでありますから、そういうものに移行することが正しいと思つておるのであります。が、緒方氏のお考えを一応承りました。

○緒方内務大臣 將來広い意味におけ

る社会保障制度というものが完備した場合には、今日の恩給制度もその中に包括されることがあり得ると考えますが、今日旧軍人の遺家族の状況を見ましても、そういうときを待つておれない。のみならず国の義務は潜在的にしろ何にしろ何とでも感ぜざるを得ないのでありまして、そういう輿論の要求がありまして場合には、これを拒否することは国としてできないのであります。そういう意味から、この際旧軍人恩給を復活するということが、一番時宜に達した施策であると考えております。

○中村(高)委員 この恩給法が通りますと、一齊に恩給を給せられることになるのだと思つておりますが、もしこれが恩給の復活であるとか復権であるとかいふことになる、今まで停止をされておつた者は、これは自分の権利であつたものが一時とまつておつたのであるから、停止の命令が廃止されれば今までの分は全部請求してもさつかえないというふうな一つの既得権的な考えを持たれるように思ふのであります。これが通過したならば今年の七月分から給与されるものだと思ひますが、その点についてはどういふうになりますか。

それから、文官の方にもそれと同じような例があるのであります。いわゆる追放令によつて停止されておる間といふものが四年なり五年なりあつたのであります。もし復権だとすれば、それは一時停止されておつたのである、恩給権が取消されたのではないから、しばらく眠つておつたようなものだと思ふのであります。これが目をさましたのでありますから、今までの請求権

が出るような感じも持たれるのであります。が、われわれも単なる既得権とだけは解釈したくないのであります。そういう点についてはどうお考えになりますか。

○緒方国務大臣 恩給権はただいまお話しにありましたように眠つておつたのではないので、これは明らかに廃止されておつたのであります。それならばどういふわけで軍人恩給を軍人の現存しないときに考えるかという、過去における恩給の受給者であつた一つの潜在的な位置に対して、国としての義務を感じておるといふことであつて、恩給権それ自身は、恩給法も占領中に廃止されておりました、また既決裁の恩給証書等も無効になつておる。従つて、今度の恩給法の場合に、既得権の復活といふことは考えておりません。

○中村(高)委員 これは緒方さんでなくともよろしいかと思ひますが、現在恩給は一般には取消されて、給されておらないようでありまして、傷痍軍人だけはわずかな恩給が現在も給されておるのであります。それが、今度恩給法が改正になりますと、現在第七項症でわずかでも受けておられます者が、今度は受けられなくなるというふうな問題も起ると思ひます。そういう事実はありませんか。

○三橋(剛)政府委員 今の旧傷痍軍人の第七項症の人々に対する問題でございしますが、これらの人々に対しては、昭和二十一年勅令第六十八号によつて、従来の年金は廃止され、一時金を給せられることとなつて、今日に至つておるのであります。従つて、今度の

この法案においても、新しく年金を給するような措置は講じておりません。○稲村委員 副総理は水害地緊急対策特別委員会に呼ばれておりますので、副総理に対する質疑を先にお願ひいたします。

○高瀬委員 大分論議がかわされましたが、私は、この旧軍人恩給の問題について、はつきり今度の改正は過去の恩給権の復活だといふ立場をとつて、今後論議を進めて行きたいと思ひます。この前緒方副総理は潜在的恩給権の復活という言葉を述べたようであります。また恩給局長も、この点については非常にそれに類したことを言つておられます。あくまで恩給といふ点に立脚して考えられたもので、社会保障制度ではない、こういうことを恩給局長は言つておられる。諸般の事情を考慮してという言葉を政府は使われますが、その諸般の事情といふのは、別は外国に対する気配とか何とかいふのでなく、恩給権の復活あるいは恩給を支給することについて、日本政府が財政的措置を適當にできなかつたといふふうには私は解釈しておるのであります。従つて潜在的恩給権の復活だとまで緒方副総理は言つておられるのですから、百尺竿頭一歩を進めて

の履行でありますから、その点において政府は何も御懸念になる必要はない。将来の自衛軍の確立とか、そういうふうな問題がたといひ起きたとしても、そういうものと関係はないのであります。過去の国民の基本的な権利を尊重するのだという、政府の確固不動の立場をとつて行つてさしつかえない。従つて私は改進黨を代表して、今回の恩給法の一部を改正する法律案の審議にあつては、これは過去の軍人の既得権を尊重して、国家財政にとらみ合せで、その通りできない点はわれわれは了承するけれども、そういう建前から私は論議を進めて行きたい、かように思つております。

それから緒方副総理は水害その他の問題で非常にお忙しいと存じますが、私どもの特に出席を要求しておりますゆえんのは、緒方副総理に「一から十まで完璧な答弁をしていただきたい」といふのみではないのであります。これは二百万人もおられる軍人関係の恩給受給者に及ぼす非常に重大なる精神的影響を考慮いたしまして、政府が責任をもつて国家財政の乏しきうちからこの処置を講じようと思ふならば、やはり時間のある間は積極的になつて、われわれが要求しなくても、総理なり副総理なりが出て、できるだけこの論議に耳を傾け、国民の言わんとするところを聞いていただきたい、こういう意思にかならないのでありますから、水害対策でお忙しければ、御退席くださつても私はその点は一向に解しない。

そこで私はこの恩給法の一部を改正する法律案を審議するについて、非常にいろいろな点に気がつくのであります。たとえばこの恩給法の一部を改正

する法律案のうち、第一ページに、第三十一条から第四十条削除という項目がございします。これは恩給局長もろろ御承知だと思ふのですが、恩給法の三十八条の中の「公務員其ノ職務ヲ以テ迎敵又ハ不健康ノ地域ニ引続キ一年以上在勤シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付半月ヲ加算ス」前項ノ地域相互間ノ移動ハ之ヲ引続キタル在勤ト看做ス」いわゆる普通の文官に対する加算の制度を削除してあるのであります。しかも三十八条の第四項に参りますと「鉄道事業ニ於ケル蒸氣機関車乗員トシテノ現業勤務」あるいは「炭坑内切羽ニ於ケル連続的現業勤務」「鉄道ノ隧道工事又ハ橋梁工事ノ圧搾空気内ニ於ケル連続的勤務」「肺結核、喉頭結核又ハ癩ノ患者ヲ收容スル病室ニ於テ直接看護ニ従事スル勤務」「保安庁及海上保安庁ノ木船ニシテ排水量百五十噸以下ノ巡視船又ハ排水量二百五十噸以下ノ掃海船タルモノノ乗員トシテノ勤務」「前項ニ規定スル業務ニ従事中引続キ三十日以上在勤セサルトキハ全ク勤務セサル月ニ対シテハ不健康業務ノ加算ヲ為サス」こういったようなことがあるのです。結局政府はこの文官のこういうふうな条項を削除して、軍人の恩給権に関する加算等と関連して考えているのではないのか。従つてこういうものを加算のわく内から排除して、軍人恩給の加算の問題も適当に処理しようというお考えでやつておるのではないのか。私はそう思わざるを得ないのであります。この点について、三橋恩給局長の所信をまず最初

○三橋(則)政府委員 文官の恩給につ
きまして、今の加算の規定に関する御
質問でございますが、これにつきまし
ては、私先般、今度の改正事項のおも
なる項目につきまして、いろいろ御説
明を加えておきました。ああいうふう
な説明を加えました趣旨をもつて、実
はこの加算をやめることにいたしました次
第でございます。

○高瀬委員 結論だけ伺いますが、こ
れは一体軍人恩給の伏線として、こ
ういう条項の、三十一條ないし四十條を
政府は削除されたのではないかと思わ
れる節がございますから、その点はい
かがですか。結論だけ伺つておきま
す。

○三橋(則)政府委員 私ばかりに軍人
恩給を給する、給しないの問題いかん
にかかわらず、この文官の加算に関す
る規定につきましては、かねて再検
討を加えておつたのでございます。実
はいづこれを実行するかということ
で、数回検討を加えておつたのでござい
まして、かかる加算に関する制度が設け
られまして、それから今日とに
おきましては、公務員の給与の実態と
いうものがかなりかわつて来ておるの
ではないか、こういうことを考えま
す。この規定が設けられましたのは、早
晩再検討を加えなければならぬとい
うことで再検討を加えて来まして、今度
廃止いたしましたのと軍人恩給の加算
をとることにいたしましたのと、たま
に一致したのでございます。

○高瀬委員 これは先ほど長谷川君か
ら質問がありましたが、非常にこれ
らの従事員にとつては重大な問題であ
りますから、おそろくこちらの方でも

こういう点を問題にすることと私は想
像いたします。特に私は、さつそくで
ありますが、この軍人のいわゆる恩給
権に達するまでの加算をどういうふう
にするか、この点について政府の現在
とつては加算あるいは在職年に対する
通算の制度、これらのものについて
非常に私も了解に苦しむ点が多分
にございます。午前中鈴木義男君もこ
の点に触れておられたようでありま
す。引続き七年以上在職しておられ
ない者はこの恩給法の対象にならぬ、一
体これはどこからそういう七年という制
度をやつたのであるか、こういう質問
があつたようであります。私はこれを
引續いて推し進めて参りますと、なる
ほど通算したり加算したりするという
ことは非常に計算がむずかしいとか、
あるいは日本国の財政に重大なる影響
があるからできないとか、いろいろ私
は政府の方としての理由もあつたにな
ろうと思ふのです。もしそれがむずか
しいというならば、政府は一体、な
ぜ継続七年間という前提条件を置かれ
たか。これだつてやはり通算、加算が
むずかしいならば、継続七年というこ
とも非常にむずかしいから、ですから
そういうふうな点について、通算、加
算という問題についての政府の考え
方、それをとらない理由、これがはつ
きりいたしませんと、改進黨としては
どうしても納得ができない、この点に
ついての態度も決定できないわけであ
ります。従つてこの点はひとつ慎重
に、合理的に、しかもわれわれが納得
行くように御説明を願ふと思ふと思
ふので、この点われわれの主張をはつ
きり申し上げれば、通算、加算は認め
べしということになります。引続き七

年でなくとも、七年に計算して達した
もの、それから戦地における加算をす
ることによつて最低の恩給年限に達す
る者については、実際の服役年数に対
して恩給権を与え、恩給額を支給し
る。結論から申しますと、こういうう
な考え方をわれわれは持つていま
す。その点はひとつはつきり調査を
願ひたい。

○三橋(則)政府委員 加算に関する点
は、先日いろいろと御説明を申し上げ
いたしましたところ以外になお御納得の行
かない点がございますならば、具体的
にお示しいただければお答えいたしま
す。それからなお引続き七年の問題で
ございますが、それにつきましても、
先日もうまたけさも御質問がございま
したのでお答えいたしましたのでござい
ます。今高瀬委員の御質問で新しい問題
といたしましたのは、調査についてのお
話でございます。引続き七年がで
るならば何でもできるのではなからう
かというふうな御質問でございますが
が、そうではないのでございまして、
実際に引続き七年おるといふやうな人
は實際少数になると考えておりま
す。従つてこれは引続き七年というこ
とで考えました場合におきましては、
われわれの今考えておりますところ
は、それでない措置をとつた場合に比
較いたしましたは非常な違いが出て来
るのであります。それで理由といたし
ましては、今までのいろいろ御説明申
上げて来ておるのでございますが、
その中で何かこういふところがいけな
い、もう少し説明しろという具体的
なところをお示し願へば、重複を避け
て、できるだけ御説明を申し上げる次
第であります。

○稻村委員 高瀬君に申し上げま
す。恩給局長に対する質問であれば、
長谷川君、中村君は副総理の来た関係
で中止しておりますので、それから先
にお願ひいたします。

○高瀬委員 そういうことであれば、
私は今回事務的な質問はこれで打切つ
て次会にいたします。

命は非常に短いのであります。そうし
てさらにまた病院あるいは肺病院等
におきます勤務も、調整号俸の額が非
常に小さい。実地に行つて聞いてみま
すと話にならない。そういうところか
ら、今日肺病院の職員が非常に不足し
て、この間の大騒動の一つの原因をな
している。結核療養所におきましても
同様でございます。そういう点から申
しまして、政府の説明書にありますが、
理由はきわめて薄弱だと思ひますが、
この点いかがでありますか。

○長谷川(保)委員 先ほど途中で質問
を打切られましたので、引続き質問を
いたしたいのでありますが、先ほどの
加算の問題でございます。私の郷里で
あります静岡県の例をとりますと、僻
険地におきます小学校、中学校の教職
員の僻険手当は四百円足らずでござ
います。これらは全部セロ級地でござ
います。それらは全部セロ級地でござ
います。御提出になりました説明書を拝見
いたしますと、これらの加算の理由と
いたしまして、先ほど恩給局長のお
話がありましたように、これは昔のこ
とでその後給与制度がかわつて来てお
る、そして一面においては手当がつい
ておつて、それらは恩給がでるとき
には基礎の金額になる。だからもうす
でにその点が合理化されて来ているか
ら打切つてよろしいというように読め
るのであります。ただいま申しまし
たように、僻険手当はさうなきわ
めてわずかなもので、はしにも程にも
かからないというわけでありまして、従
いまして今日のような僻険地におき
ましては、現実の問題といたしまし
て、教員の来手がなくなつて困つてお
る。これは一例であります。そのほ
か機関車乗務員にいたしまして、あ
るいは炭鉱における切羽の関係にいた
しまして、御承知のように、平均寿

○三橋(則)政府委員 今おあげになり
ました蒸気機関車乗務員の給与の問題
でございますが、私の方の資料で調べ
たところでは、国鉄の一般職員に比較
いたしまして割合にいい俸給を受けて
おることは事実であります。それから
また今お話のありました肺結核療養
所、肺病院等の病室において直接看護
に従事する職員に対しまして、今お
話のあつた調整号俸によつて相当の給
与が行われておることも事実でありま
す。俗な言葉で申しますれば、一般の
俸給にこぶがついておる。そのこぶを
つけて土台としてこれを恩給の基礎に
してかつそれに加算をつけるという形
になつて来ておる。ところで一般の俸
給というものは、昔は私たちがこの間
に、何も差がなかつたのですが、こぶ
がついた俸給が給せられるようになって
来ておるところを考えまして、この
際この程度のこぶがついておるならば
加算はがまんしてもらふことを願ふな
いだらうかというところで一応この案を
立てたわけでありまして、もちろん今長
谷川委員の仰せられたごとくに、この
程度のことではまだ給与が不十分であ
るということも確かに一つの見解だと

思います。従つてそういう見地に立つてこの問題を考えれば、この程度の調整が行われておるならば、まあ不満足でもしんぼうしてもらわなければいけないのじやないかという考え方は再考すべき問題になつて来るのではないかと思つておられます。政府といたしましては、できることならもちろんこういうことはしたくないのであります。予算もいろいろの事情がありまして、予算もきゆうくつになつて参りましたので、加算のつくところを勤務されておる方には心苦しい思いをしながらも加算を廃止するような措置を講じた次第であります。

○長谷川(保)委員 具体的な数字を持つて来るよかつたのだけれども、それを持ち合せていないので一つの具体的なことをお伺いしたいのですが、たとえば地方公務員ではあります、小中学校の教員は、僻地にありますが、一万数千円のベースのときにわずかに四百円しかつかない。恩給局は人事院給与局と打合せてこの案をおつくりになつたと思ひますが、どこに合理性を見つけたか、それを伺いたい。

○三橋(則)政府委員 私お答えいたします、今の静岡県の僻地手当四百円というのはどういうものか、ちよつとお教えたかと思ひますが、恩給法には僻地手当の僻地地というのがあると思ひますが、静岡県で私の存じておるところでは、伊東の先に灯台がござりますが、あそこだけだと思ひますが、ほかにもどういふところがあるかちよつと記憶しております。私の考へておりますところと長谷川委員の考へられておるところと食ひ違つておるのじやないかと思ひます。ちよつとその点を明らかにしていただきますと私の答へが非常にしやすいのでございますが……。

○長谷川(保)委員 静岡県で山奥で僻地というのはいくらもござりますが、地というのはいくらもござりますが、すけれども、私も実は先般演説に参りました、そこで教組から伺つたので、どの村かということとちよつと申し上げられませんか、あるいは周知郡の奥かと思ひます、あるいは周知郡の奥なるのじやないかと思ひますが、まあそういうところだかろうと思ひます。

○三橋(則)政府委員 それは大体わかりました。実は僻地の勤務加算のつきましますのは、恩給法では場所をきめておるのではありません。静岡県におきましては賀茂郡の神子元島だけなのでござります。それで今長谷川委員の仰せられます、おそれる県限りにおきまして、不便な所に勤務されておる方に対して特別な手当を出しておるその話じやないかと思ひますが、

それではその神子元島に勤務する職員は、今のところは灯台の職員だけでございまして、この灯台の職員に対しては一般の私たちの受ける俸給号俸よりも割のいい俸給号俸によつて俸給を給されることになつておるのでござります。

○長谷川(保)委員 私も神子元島の灯台守の話を向うでも承つたのでありますが、いすれにいたしましてそのような機関車乗務員、その他たいてい申しましたような僻地の職員は、数で申しますれば私は全国でわずかなことだと思ひますが、このわずかな人々が、たとえば今の神子元島の灯台守のお話でありますれば、国家全体のためにずいぶんと僻地にあつて困難を

きわめて勤務をいたしておるわけでありましますから、これらのきわめてわずかな人々のこのやうなものをとるといふやうなことは、金額は全体としてはきわめてわずかだと思ひますが、

が、今日のそれらの人にとつてみますれば、これはやはり個人々々としてみれば相当に痛手だと思ひます。こういうことをいしてしなければならなかつたということにござります、給与局とお話になつて両方お打合せになつて合理的な基礎をお出しになつたと思ひますが、そういうふうになつてしまつたか、それが十分なされて、私どもその諸君に聞かれました、国会でこういうふうなきめた、こういう合理的な基礎があるのだと返事ができるやうでありますならば、われわれは賛成いたしますが、そうしませんが、このことについて、

これは十分な点にござります、そうして十分な数字をお出しになつて、その点を伺ひたいのであります。

○三橋(則)政府委員 昔は一般の一般というが公務員全体に對しまして、勤任官は勤任官として、高等官は高等官として、判任官は判任官として法給令がござりました。それで一般にどの勤務につきましても給与がされておつたわけでありまします。そのほかにもちろん特別な所におる者は手当が給せられておつたものもござります。ところが今度俸給の性質がかわつて参ります、私たちが給される俸給号俸と、それから今お話になりました灯台なんかに勤務してゐる人の俸給号俸と

が違つて来ました。それで一般の俸給号俸と違つたよい俸給号俸の適用で割つて俸給を受けておる者に対しては、恩給局といたしましては、恩給給与の公平を期するといふ見地からしまして、そういうやうな割のいい給与を受けていないかたを前提として、

だほかの理由もありましようが、加算の制度が設けられておつたことを考え合せますと、この際再検討を加えなければならぬといふことを考へて来たわけでありまします。今の灯台勤務の職員の問題でござりますが、この灯台勤務の職員については、今警察勤務の職員と同じやうな俸給号俸が適用されるわけにござります。従ひまして私ども一般職員よりも割のいい俸給を受けられるといふことになるのであります、灯台勤務の職員については、従来に比較いたしまして俸給そのものがよくなつておるだけ、それだけ加算をそのまゝにしておくといふことは、従来に比較してよりよく優遇されることになるのではなからうかといふ気がするのでござります。もちろんちよつとこのことをしてても灯台その他僻地に勤務しておる人に報いる点において足りないといふ見解も成り立つと思ひますけれども、

国家のこゝろに現状でござりますから、ひとつちよつとんぼうを願ひたい、こゝろを考へてござります。

○長谷川(保)委員 私が心配しますのは、今の人事院で俸給号俸をつくりましますときに、この諸君にはこゝろの恩給の加算があるのだから、それだからこゝろでいいといふふうにしてつくつておるのではないかといふことを心配します。ですから、その点恩給局と給与局が十分相相談の上合理的な線を出して

いただいて、今までつけ過ぎておるからとつたのだといふことならよろしゅうござりますが、そうでなければ片つ方の給与局でやつたものが恩給がついておるからこれだいいといふ考え方でやつたら、その諸君はひどい目にあひますから、それで給与局と十分お話し合ひの上で合理的な線を出しておるかといふことを承つておかないと、この点は解決しないと思ひますが、どうですか。

○三橋(則)政府委員 恩給制度につきましましては、部局としてはあくまで私どもの方で責任を負わなければならぬことだと思つておるのであります。従ひまして人事院に打合せをしまして、俸給をきめるときに恩給の問題を考へて俸給をきめさせるといふことは、無理ではないかと思つております。俸給をきめる際に、恩給のことを考へてきめさせるかどうかといふことが問題のやうでござります。恩給のことを考へて、俸給をきめてくれといふことはなか／＼言にくい無理なことでございまして、俸給の性格については、給与に關する法律の中にはつきりと書いてございまして、勤務の条件等に依つて俸給はきめられることになつております。従つて僻地に勤務する者は、勤務する所によつてそれだけいい俸給が与えられるといふことは間違いありません。従来はそういう特別な俸給はなかつたのでござりますけれども、今日においてはそういうふうになつて来ておるのでござります。そういう状況でござりますから、昔そういうことになつていなかったことを前提としてつくられておるところの加算制度といふものは、今日再検討を加えてもよ

いのではないだろうか、こう思つておるわけでございます。

○長谷川(保)委員 今のお話でありまして、しかし今度の軍人恩給復活については、軍人の俸給は安かつた、それは恩給があるからだ、こういう議論がある。それでその恩給を、たとえば健康な職業軍人の諸君がとつてしまふのはいけないのだという議論も盛んにされておる。事実そういうことで恩給あがるから俸給が安い、こういう形になつて来ておる点がある。給与をきめるのに恩給の加算ということも含まれていのですから、この程度で、この号俸でよいのではないかという考え方を人事院できめておればせぬかということを中心するわけです。わずかな金ですからこれをとつてしまふということとは、もしそういうことであれば危険な所、僻地に働いておる諸君が気の毒だ、また不合理であり、国家としてはいけないことだと考えて、その点で心配しておるわけですから、局長のおつしやるようにどうも給与は給与だ、恩給は恩給だということには現在なつておらぬと思ひますが、どうでしょう。

○三橋(則)政府委員 給与は給与、恩給は恩給やはりそういうふうになつておると思ひます。

○高瀬委員 私どもはこの恩給法の改正に關してたび／＼会合いたしました、大体われ／＼の主張せんとするところはこうなつておると、項目別に申し述べて、政府の所見をたゞし、私共があれだけ言つたのに、緒方副総理は自発的に退場されたから、その点は言つてもしかたがありません。これは政府の良心をこゝではつきりと示した。

それでは通算、加算はあとまわしにいたしまして、若年、停止の問題については、本案では四十五才未満は全額、四十五才一十五才未満は五割、五十才一五十五才、三割、こういうことになつておりますが、それらの点について政府はどういう根拠でやられたのか。なおいろいろ希望があると思ふのです。たとえば三十才未満は四分の一、あるいは五十五才以上六十才未満は八分の一停止、いろいろ意見があります。一体こういう点はどういうことを標準にしてつくられたのですか、これをお伺ひしたい。

○三橋(則)政府委員 いわゆる若年停止に關する規定を設けるにあたりましては、今高瀬委員の仰せられまするがごとくに、いろいろ／＼なケースを考えたのでございますが、一般の輿論といひますか、一般の感情といひますかこれらは、恩給の支給年齢は相当引上ぐべきだ、こういうような要望が非常に強かつたわけでありまして、そこでこの点も考えまして、それならどれくらいに引上ぐべきかというところは、いろいろ政府部内で相談をして参つたのでございます。また一面考えなければならぬことといひましては、この若年停止に關する規定は、旧軍人についてはこういうような規定を置く、それからまた旧軍人以外の一般公務員につきましましては別の若年停止に關する規定を置く、こういうような差別を設けた規定を置くということなら別でござい

ますが、一本建の若年停止に關する規定を置くということになりますと、どうしても現在の公務員の人事行政ということも考えなければいけない、こう

いうことになつて来たのでございます。そこで実際に人事行政の運営のことを考へてみますと、この五才を引上げるところぐらいがほんとうのぎり／＼の限度ではなからうか、こういうことになつて来たのでございます。それは初給年齢に關して調べてみたのでございますが、昨年の三月、昭和二十七年に裁定いたしました者の初給年齢は四十八才になつておるのでございます。そういうことを考えますと、これ以上上げますことは、かえつて人事行政を梗塞させる結果になりはしないだらうか、こういうことを考えまして、現在の人事行政の運営を考えましては、このくらいのところを限度ではないかというところになつたのであります。

○高瀬委員 それではその点はその程度にいたしておきます。

先ほど戦争犯罪人について社委員から御意見があつたやうであります。戦争犯罪人でたくさん死刑になつた方がありますが、これらの死刑になつた人をはんとしに公務で死んだ者と政府は認める意思があるかどうか、この点ひとつ。

○三橋(則)政府委員 今の問題につきましては、二つにわけて答弁させていただきます。その一つは、恩給法上の公務のため死んだ者としての取扱ひはできるかどうかという問題、もう一つは、恩給を離れて公務のために死んだ者といひ得るかどうか、こういうふうなわけに答弁させていただきます。恩給法上におきまして公務のために死んだ者として取扱ひます者は、公務のために在職中に傷病疾病にかかりまして、その在職中にかつた傷病疾病の

ために死亡した場合に限つておるわけでございます。もちろん在職中に公務のために傷病疾病にかかつて増加恩給を受けております者が、その公務のために受けた傷病疾病以外の原因によつて死んだ場合給される扶助料につきましても、公務のための扶助料と俗には言つておりますが、厳格に言ひますと、私が前段に申し上げたやうな場合が公務死でございます。そこで刑死に処せられた方が、はたしてこの在職中における公務による傷病疾病にかかつて、その疾病のために死んだ、こういうことになつて参りますかどうかといふことになつて参りますと、該当しない、こゝにいわざるを得ないと思ふのであります。従ひまして恩給法上の公務のための扶助料を給するようになつては困難じやないかと思ふのでござい

ます。現行の恩給法の規定からいいますと、困難なところになつて来るわけでございます。そうすると、問題は、こゝういふやうな方を、恩給法の規定を離れて公務のために死んだ方と言へるかどうか、こゝういふ問題になつて来ると思ひますが、これにつきましましては、公務に全然關係なくして刑死にされたとは絶対に言へないと思つております。

○高瀬委員 それでは、政府は、厳格な法的解釈でなく、これらの人にも国家の道義的な責務、あるいはそういう關係から、公務に關して死んだ者でな

に開かなければいかないので、恩給局長の意見からまず伺つておきたい。

○三橋(則)政府委員 今の高瀬委員の御質問にお答えいたしますが、恩給法の見地からいいますと、刑死になられた方に対しては、お話のように、恩給を給することはこれは現行恩給法から離れてゐるんじやないかと思ひます。結局高瀬委員の仰せられましたことは、刑死になられた方に対しては、戦死された方に給される場合の恩給と同じやうな恩給を、公務の取扱ひをして給すべきではないか、こゝういふのではなからうかと思ひます。そうする

ためには特別な立法措置がどうにもあるんじやないか、こゝういふふうな考へておるところでございます。

○高瀬委員 それではこれらの問題については、將來政府は特別な立法をして、これらの人に対して何らかの恩給に類するものを給する意思があるかどうか、これは非常に重大問題です。

○三橋(則)政府委員 今高瀬委員の御質問にありましたことを、私が僭越がましくお答えするのはどうかと思ひますが、こゝういふ御質問がありまして、こゝういふ上

の方に伝えることにさせていただきます。こゝういふかと思ひますが、どうでござい

○高瀬委員 それじや、この問題については、書類をもつて政府から返答していただくと思ひます。この問題は恩給に關してでありまして、次に増加恩給については、今回の恩給法改正について、大將、中將、少將、あるいは大佐、中佐、こゝういふに階級に従つて差

等をつけて増加恩給を支給するように
なつております。しかしながら、けが
をしたその事実、あるいは痛かつたとい
う事実、困つておるといふ事実は、
恩給は階級によつて支給するという意
味合いから申せば、その階級によつて
増加恩給の差をつけるのは当然であり
ますけれども、私はこの増加恩給の支
給については、その傷害の程度によつ
て差は認めますけれども、階級によつ
ての差はこの際認めないで、一律に給
したかどうか、これは項症あるいは款
症の問題とも関連いたしますが、その
点はいかがですか。

○三橋(則)政府委員 確かにそういう
ような御見解も傾聴すべき御見解だと
思いますが、今までもたび／＼耳に
しておるところでございますが、この
法案をつくりましたときの心持を申
し上げますと、まず第一にはずつと昔
から大体こういうようなことになつ
て来ているというのがその理由の一
つ、それから恩給法類似の制度がござ
います。あるいは国家公務員災害補償
法とか、あるいは労働基準法とか、あ
るいは厚生年金保険法とがあります。
これらにおきましても傷害の場合にお
ける補償的な給付は退職時の条件に
応じて給するということになつてお
るのであります。そこでそういう制度
のことも考え、また今高瀬委員の仰せ
られましたようなことも十分に考えま
して、いわば両方の意見を折衷しまし
たようなことで、退職時の条件のいい
人、俸給の多かつた者は割損になる
ような法案をつつたのでございま
す。

なおこの際高瀬委員に申し上げたい
ことは、この金額はこれはただ単に旧

軍人だけではなくして文官にも適用す
るのであります。すなわち警察官と
か刑務所に勤めておる職員にも全部適
用するのであります。巡査、巡査部
長、刑部補というような人のことも考
えますと、どうしても若干のそれ相当
の差をつけることも考えなければいけ
ないんじゃないかと思ひます。こうい
うことも考え、高瀬委員の今の御見解
をも十分くみとつて、二つの考えを折
衷して案をつつたような次第でござ
います。

○高瀬委員 その点はどうもつとでもす
が、やはりこれは階級差でなく項症の
差によつて認められた。あの表を
拝見いたしましたもつと大將から少
佐の階級にあつてはそれほどの大きな
違ひはないように思ひます。私はあの増加
恩給の差を拝見して非常に合理的にで
きていふと思ひます。あの程度の差
でしたら結局やはり階級差は認めない
で、いわゆる項症の程度の差によつて
認めるという点に非常に近くあの表が
できていると思つて、私はあの表だけ
は敬意を表してゐる。だからこの際政
府も非常にその点を虚心坦懐に考えら
れて、われ／＼はそういう階級による
差はやめるといふ意見を持つておりま
すから、十分この点を参酌されんこと
を希望いたします。

それから例の項症の問題ですが、こ
の第七項症と第六項症との差、これは
日本傷痍軍人会要求事項といふものに
よつて私は申し上げておりますが、こ
れを見ましてもあまり違ひない、しか
しながらこれは全然増加恩給の範囲内
に入つていない。従つて私どもはこの
第七項症、第一款症から第四款症に至
る分はただいま申し上げたいわゆる増

加恩給の問題と関連いたしました。一
時賜金でなくて、一律に傷痍年金を給
することにしていただきたい、こうい
う意見を持つておりますが、この点に
ついて政府の所見はいかがですか。

○三橋(則)政府委員 政府におきまし
てもこの案を立てますときはもちろん
のこと、また恩給法特別審議会におい
て審議する際におきましても、政府部
内において相談する際にも、今高瀬委
員の仰せられましたような意見も相当
ございました。私も実はできることな
らばそういうようにしたいと思つ
ておるところでございます。ところで
御承知のようなきゆうくつな予算に縛
られて、どうしても私の微力では
やりくりがつかぬことになつたので
ございまして、私個人といたしましては
もちろん高瀬委員の御意見はよくお察
しし得ることでございますし、できる
ことならしたいと思つておるところ
でございます。

○高瀬委員 それではその問題はわれ
われは政治的に解決するように努力す
ることになつていきたいと思います。
その次に、たとえば父母、祖父母が
再婚などした場合に扶助料の受給権を
失う、これは非常に問題だらうと私は
思ひます。従つて同一戸籍におる以上はこ
れは扶助料の受給権を与えた方がいい
のではないかと思ひます。その点
はいかがですか。

○三橋(則)政府委員 昔は、同一戸籍
内にあるということが恩給を給する一
つの要件になつておりました。ところが
現在は同一戸籍といふ要件がなくなつ
たのであります。それは新民法が施行
されたときからであります。戸籍とい
う概念がかえられたからであります。

新民法が施行されて、男女平等とい
うことがやがてましく言われ、新憲法
の規定によりまして性別によつて男女
間の差別をしてはいけない、こういう
ことになつて参りましたために、現行
法のような規定がつくられるようにな
つて来たのでございまして。従つて新民
法、新憲法が施行されます前におき
ましては、高瀬委員の仰せられますよ
うになつていたのでございまして。私も
高瀬委員の仰せられることはよくわか
るのであります。そういうような新
しい立法との関係も考えまして、実は
苦慮しつつ今度の改正法におきまして
は改正し得なかつたところでございま
す。

○高瀬委員 新民法に従えば、たとえ
ば日本の家といふような觀念について
大分根本的な変化があるようでありま
す。大体これは恩給を受けたらあるい
は扶助料を受ける場合に、やはり古い
日本の家族制度といふものが基礎に
なつてゐるわけでありまして、この
点は政府も道義的責任を感じて、そう
いふふうな日本古来の淳風美俗を尊重
して、そういう点にはぜひともわれわ
れの考へてゐるような措置をとつてい
ただきたい。これに関連いたしまして
結婚または養子縁組ですが、そういう
ものが解消した、そして元の状態に
復したものは扶助料の受給権を与える
かどうか。もし与える場合は元の受給
権者の人員を排除しない、たとえばそ
の子供が受給権を持つておつた場合
は、帰つて来ても子供が受給権があ
る、こういう点をなはだくだいよう
でありますけれどもはつきりしたいと
思ひます。

○三橋(則)政府委員 今の御質問は未
だ

亡人が再婚して、その再婚をまた解消
した場合のことが一つだと思ひます
が、未亡人が再婚されまると、なく
なられた主人の妻、未亡人といふこと
は言えないので、新に再婚されて妻に
なられたのじゃないかと思ひます。そ
ういふ方でも結婚を解消されたから
といつて扶助料を給するような措置を
することはいかがなものであらうかと
思つております。また養子縁組の場合
におきましてもやはりその通りに考え
ております。

○高瀬委員 それは解消したとえは
よそのところで別に住んでゐるとかそ
ういふのではなく、解消して元の家
に帰つて来たといふ状態をさしてゐ
る。結婚がすぐ解消したといふ事実を
もつて、また元の扶助料を受ける権利
があるかといふことを言つておるの
ではないのです。

○三橋(則)政府委員 たいへん卑近な
例をとりました失礼ですが、私が戦死
いたしましたとして、私の妻が高瀬さん
と再婚したとすれば、高瀬さんの夫人で
あります。私の妻、未亡人ではないの
であります。私はなくなつて地下にい
る。地下に眠る私の妻ではなくなつ
て、高瀬さんの夫人といふことになつ
てしまつてゐる。従つて高瀬さんと結
婚を解消したとするとそれは高瀬夫人
たることを失格したにすぎないと、こ
う私は思つております。

○高瀬委員 まあその点はそのくらい
にいたしておきます。
それからこの新恩給法では軍人の階
級があつて十七階級になつておりま
す。そこで私どもはこの審議をするに
あたつて、先ほどから盛んに社会党の
諸君が言われておりますが、社会保障

制度をもつてまずその確立が第一義の
ように言われておりますが、私は恩給
権の存在というものと社会保障制度と
いうものは全然別個に打立てられなけ
ればならないものと考えている一人で
あります。しかしながら非常に少い予
算のわく内での問題を取扱いとすれ
ば、勢いやほりその中に上に薄く下に
重いという観念を盛るのは、現在の社
会情勢において当然考えられるところ
であります。従つて十七階級のうちこ
れをまず十四階級くらいにわけ、恩
給なり扶助料なり、あるいはその他の
兵長並に全部まとめる。あとは一応
階級差を少くして、将官については三
階級、佐官についても三階級、尉官に
ついては三階級というようにする、こ
ういつたような考えをわれ／＼は持つ
ておるのであります。これは恩給局と
して別に事務上さしつかえることでは
ないと思ふのですけれども、恩給局長
としてはそういう点についての御意見
はいかがですか。

○三橋(則)政府委員 恩給も一つの給
与でございますから、給与を受ける者
の間の秩序というのを考えて給しな
ければいけないのではないのだからう
か、こういう観点に立つて実にこの問
題を考えて来たのであります。そうし
ますと、旧軍人の方々の中においても
一つの秩序があつたわけでございます
。従つてその秩序に応じて秩序ある
給与をすることが一番常識的であり、
合理的なことではないか、こういう観
点に立つてこの十七階級と言われる階
級の差をつけたのでございます。もち
ろんこの表をごらんいただければわか
ることでございますが、兵長以下の金額

の差は非常にわずかしかついておりま
せん。しかしこれを全然とつてしま
うということになると、そのわずかな差
の間における秩序を無視してしまふこ
とになるのじやなからうか。また今お
話の将官、佐官、尉官というところで
一つにまとめるということも、確かに
一つの御意見ではございますが、まと
めればまとめたところで、その範囲に
おいて秩序を乱すことになりはしない
かという考え方から、こういう段階を
設けて規定したのであります。

○高瀬委員 私が先ほど申し上げたの
は、将官を全部一緒にまとめ、佐官を
一緒にまとめ、尉官を一緒にまとめる
というのではないのです。大將、中將、
少將あるいは大佐、中佐、少佐、その
差は認める、しかし兵については兵長
にまとめるというのであります。なぜ
かといふと、ここに辻さんもおら
れますが、私どもの記憶するところ
では、兵隊は一日八錢だか十錢のペツト
一つ分だけしかもらつていなかった。
これは明らかにいゆる将校などのも
らつておる俸給とは類を異にしてお
り、徴兵制度に伴う犠牲性だつた。従つ
て、先ほどあなたの言われたように、
一つの秩序によつて恩給を給するとい
う考えは合理的であるにしても、これ
らの俸給とも何とつかない軍隊の妙
な、その言葉は私わかりませんけれど
も、とにかくそれは恩給を算定する基
礎には全然ならないものである。もし
なるとすれば、兵長程度のものしか
ないから、兵長以下の者にについては
兵長、一等高いところにまとめてやる
というのであります。結局そこに俸給
というものと、お手当というのか、そ
ういふものの相違を認めてやるというの

でありまして、いかがでしょう。

○三橋(則)政府委員 今のお話の兵長
以下のところの仮定俸給をつくつたの
はどういう理由でつくつたかと申し
ますと、下士官以下の兵のところにつ
いても、下士官の俸給が前提となり、
これを土台として恩給の仮定俸給従来
ができておりました。その仮定俸給を
考へてつくつたのであります。その
従来の仮定俸給というのは、昔兵隊が
隊内で受けておつた給与とは若干違つ
た、割よのちになつておるような仮
定俸給であつたのでございます。もち
ろん今高瀬委員の仰せられるように、
兵長以下の給与は低かつた、仮定俸給
も低かつたというやうな御見解も確か
に一つの御見解かと思ひます。従つて
兵長以下のところを兵長にまとめる
というの確かに一つの御意見かと思ひ
ますが、また一面においては、兵長以
下のところは兵長以下として、やはり
秩序を考えなければいけないのじやな
いかということ、実はわずかの差を
つけながらあつたやうな階級を設け
て来たのでございます。

○永田(良)委員 ただいまの高瀬さん
の御意見は、ごもつともな点もありま
すけれども、ここには辻先輩もおられ
ますが、私もかつて軍隊生活をした経
験があるので、将校と兵との間に
は下士官、准士官というものがあつ
た。軍隊のことをいふと失礼だけれど
も、やはりその間に多少の差異はあ
つていただいた方が、今恩給局長のお
つしやつたやうに、実際にあつてはま
せぬかと思ひます。あなたのお説はま
つたよくい話だけれども、失礼だが何
も軍隊の實際生活には御経験がなくて
の御意見じやないか、恩給局の方が今

やつておられるこの制度くらいが適当
ではないかと思ふので、これは私の過
去の経験から申し上げるのですから、
どうぞ気を悪くしないようにしてくだ
さい。

○高瀬委員 ただいまの永田先輩の御
意見は御意見として謙聴いたします。
その問題はそれだけにして、今度は、
先ほど途中でやめたのですが、恩給権
に関する加算の問題です。われ／＼の
方としては恩給権に達するまで加算を
認め、受給額は在職年によるう、しか
もその在職年は通算制をとる、こうい
う結論を申し上げたわけですが、それが
計算上できない、あるいは財政的にで
きない、いろいろ難關がおりるにな
るやうに伝えられておりますが、直接
政府の責任ある答弁を聞いていない。
そこで、私どもとしてはそういう立場
をとつておりますから、この点につ
いて政府のはつきりした合理的な説明を
聞きたい。われ／＼の主張するやうに
やれば一体国の経費は幾らかかるの
か。原則からいふと、私どもは、今回政
府の提出しておる四百五十億——この
四月にさかのぼつて、四月から十二月
まで五百七十七億になるやうですが、
四百五十億の範囲内で、この恩給法の
一部を改正して、権利のある人に一刻
も早く支給したいという考えを持つて
おる。そこで、実は今日復員局の方か
ら松本、本間という二人の方に来て
らつて、たとえば兵籍簿というやうな
ものが海軍と陸軍でどんなふうになつ
てゐるかというのを聞きまして、倉
海軍の方は探せばあるやうな話で、倉
の中にしまつてあるという話をうす
す聞いた。陸軍の方は、私の方の赤澤
代議士が鳥取県の方で、非常によく事

情を知つておりますが、鳥取県の方に
はない、神奈川県にもない、東京にも
なからうというやうなことはあるけれ
ども、大体七〇〇くらいはあるのじや
ないか。但し、それがあつても、恩給
に関する加算の計算に必要な事項が全
部記入してあるかどうか、その点はは
つきりしないというのです。しかしな
がら七〇〇くらいはあるということ
です。であれば多少の犠牲はあつても
この加算を認めてやる、しかもその在
職年の計算は通算でやる、こういうふ
うにした方が非常に親切じやないか。
多少の欠陥はやむを得ないと思ふ。で
すからこれが全然調へられないものか
どうか。もし大体七〇〇%もそれが調へ
られることになれば、一体費用の点で
だめだ——率直に申しますと、自由党
の高橋君のごときは、こういう通算加
算を認めるようにすると、とうてい金
がまかない切れない、四百五十億では
だめだ、こういうことを言つておられ
ますが、この点についてわれ／＼はは
つきりした政府のそういうことができ
ないのだ、金銭の点でできない、ある
いはいろいろ証書類、兵籍簿とか
その他の点でできないのだというやう
な、合理的な納得の行く説明がつか
ないと、私どもはこの点についてはつき
りした態度を決定することでもでき
ないわけでありまして、実は私の方の政
務調査会でも、この点についてはたび
たび恩給局長にも政府当局に対しても
書類の提出を求めておるのですけれど
も、いまだに御返答がない。従つてこ
れがはつきりしなければ、この問題は
どうしても覚悟として年来主張してお
るところでありますから、簡単に譲れ
ないということでありまして、従つて私

はその点を、この委員会を通してはつきりと政府の所見を伺つて、党のわれわれの同志の全部が納得すれば別であります。どうもこの点はわからぬぞとかいふようなことになると、なかなかこれの審議は進まないこととなつて皆さんに御迷惑をかける。しかしこれはやむを得ないんだ、その点はひとつ政府の誠意ある御答弁を願いたい、こういうわけでありませう。

○三橋(副)政府委員 加算に關する問題につきましては、まずお答えいたします。加算の制度につきましては、主要事項につきまして先日御説明いたしましたことと、実際に在職したなかつたにかかわらず在職したものととして取扱ひをする。いわば想像上の在職年を實際上の在職年に加えて、そうして在職年を計算するところの制度でございます。それから、短期のそして若年の在職者に恩給を給し、また恩給金額も必然的に多額になるような結果となる制度と申しても、過言ではないと思つております。従いまして今日のこのとき脆弱なる国家財政のもとにおきまして、こういうような制度を存しつゝ、旧軍人及び遺族の方々に恩給を給しますというところは、困難なことではないかと思つております。もちろん戦争前におきましては、国家財政も許したことでありますから認められたこととは言いながら、今日においてはとうてい私は困難なことではないかと思つております。現にドイツにおきましても、イタリアにおきましても、こういうような制度はとつておりませんし、また戦勝国のアメリカにおきましても、こういうような制度はとつていないのであります。そういうことを考

へますと、今日の脆弱なる国家財政のもとにおきましては、とうていこういうような制度を存続することは困難なことではないか、こういうふうに想像するところでございます。

それからその次には今度は、これは事実調査の問題でございますが、かりにこういうような制度をとると、こういふたしなした場合において、どういふような障害が出て来るか、こういうこととでございます。加算に關するところの規定は、なか／＼複雑な規定でございます。加算に關する規定は、すでにお手元に参考資料として配布してございます。資料によつて御承知願います。ごとき、かなり複雑になつておつたのでございます。従いまして従前加算をつけられておつたとき加算をつけるといふことがございまして、その加算をつけられるがごとく履歴簿あるいは、兵籍簿あるいは戦時名簿に——陸軍で申しますと兵籍簿、戦時名簿であります。あるいはまた海軍で申しますならばそれに相当する人事履歴簿であります。そういうようなものにはつきりと明記されていなければ、今日におきまして加算の制度を運営して行くといふことは困難なことと思つてございませう。ところで海軍におきましても、陸軍におきましても、終戦時におきましては御承知の通り混乱の状態に陥りまして、書類の散逸したものも少なくございません。もちろん海軍は陸軍に比較いたしまして人事に關する書類は整備されておられます。そういうことでございませう。しかし陸軍関係におきましては、いろいろな事情等からいたしまして、書類の亡失したものがあるに多いものでございませう。また残

つておられます書類にいたしましては、先ほど仰せられましたごとく、七〇％という数字を申されましたが、私七〇％あつたかどうかというところについて実ははつきりしないのでございませう。と申しますのは、大体全国におきまして兵籍簿の登録人員がどれくらいあつたか、こういうことをつかまへることさえもなかつた困難な事情でございます。正しく把握はできません。たよな事情でございます。それで実際に戦時名簿あるいは兵籍簿が陸軍関係に残つておりますもので、しかもこの加算に關する履歴のはつきりしておるものは何％かといふことになつて参ります。私は半分以下でございまして、四分の一前後じやないかとさへ思ふくらいでございます。そういうような事情でございますからして、かりに加算に關する制度を昔のごとくに運営するといふにしても、事実困難なことと思ひます。

次に問題は、それならば加算に關しまして、従来のような制度を改めまして、そうして違つた角度から加算の制度を設けて運営することはできないか、こういう問題がまた出て来るわけでございます。その問題につきましても、いろいろと検討いたしましたのでございませう。もしも加算に關する書類が完備しておつたといふことならば、何分の一といふことで加算を認めることが最も公平で合理的でいいと思つてございませう。今申し上げますごとく、書類が十分整つておりませんためにそれでもできません。従つていろいろのことを想定して考えましたが、加算をつけられる場合とつけられる人は、いろいろ種々雑多でございます。

従いまして規定の設け方によりましては、非常な不幸がそこにまた出て来るわけでございます。しかもその制度は合理的なものとはいへないで、かゝるような事情でございます。次にそれからまた一面この際考えなくてはならないこととして私たちが論議いたしましたことは、もちろん生還されて来た方方のことも考えるのでございませうけれども、また他面におきまして遺族や重傷病者のことも十分考へてあげなければいけません。遺族や重傷病者の方は、わずかの在職年であるいは戦死された人の遺族、あるいは傷つた方が多いのでございませう。従いまして大体におきまして、加算をつけましても、恩給年限に達しないであるいはなくなつたり、あるいは戦傷あるいは戦病にかかられた方が多いのでございませう。そういうことを考へますと、この加算の制度を認めることによつて、その恩典に浴する者が遺族、傷病者よりも、そうでない人の方が多という結果になつて来るのでございませう。そういうことを考へますと、遺族、傷病者の方々に對しまして、十分なことができない今日におきまして、そういう方々に対する措置をそのまゝにしておきながら、今申し上げるような加算の制度を動かして行くといふことは、はたして合理的な常識的な措置であるのかといふことにまた思ひをいたして来たのでございませう。

そういうようなことからいひまして、情においてはまことに忍びないことではございませうけれども、加算の制度といふものは理論的にも——理論的といひますか、今日の一般の感情条裡から考へまして、また事実問題から

考へまして、どうしてもこれはこの際とてやめにするほかないというふうな一応の結論に達した次第でございます。

それからもう一つは、通算制の問題でございますが、これも私はできることとでございます。ならば、もちろん無制限に通算し得るようにはしたいものと思つて、実はスタートはそこから考へて行つたのでございませう。ところでこの通算につきましては、結局は書類のことに關係すると同時に、また他面には今申し上げますところの遺族に對する扶助料の關係、また傷病者に對する恩給の問題と関連を持つて来るのであります。この通算によつて利益を得る者は一体どういふ人かと申しますと、結局遺族、傷病者以外の方々即ち生存者になつて来るのでございませう。そしてこの通算をすることによつて、恩給の金額が増大を來すことになつて参ります。その結果は、遺族と傷病者に對する処遇の、現在においても不満を表せられておるにもかかわらず、今後の改善もなかつた困難になつて来るのではなからうか、こういうふうな気がするのでございませう。これはその財政上の問題であります。

それからもう一つは、書類の点から申し上げますと、先ほど加算のことについて申し上げましたが、それと同じように、この通算をしますためには、どうしても履歴が整備してなければならぬ。ところが履歴が整備してないために、今から軍人の在職年に関する履歴を整備してからなければならぬといふ事情でございます。従つて何もかも通算をするといふことと、この恩給を給することにいたしま

すれば、公平な支給はむづかしくなり、必然的に事務の混乱を来すことは明らかであります。その事務の混乱を来す結果といはしましては、おそらく遺族の方々とか、あるいは重傷病者に関する恩給を給する事務も遅れて参るということも起つて来るのであります。そういうことも考えたりしますと、この事務上からいたしましては、通算をするという事は、何らかの制限をつけなければ、公平な支給と旧軍人及び遺族の方に恩給を給する事務を円滑に運営することは困難ではないか、こういう結論に達したわけでございします。そこでその制限を、引續き七年というにつけたわけでございします。その七年については、それなら理論的な根拠はどうかという御質問が出るだらうと思ひます。この七年についてでございますが、この問題を考えます際には、先に申しましたはかに、一時恩給のことをどうしても考えなければいけないと思ひます。一時恩給の受給資格者は七年以上ということにいたしましたのでございします。七年以上にいたしました理由は、大体申し上げた通りでございますが、仮にこれを三年以上ということにいたしますと、私のところに回復員局から大まかな推定として報告されている人員でも百八十八万人に達するのであります。それで恩給の金額といはしましては、一時恩給だけで四百六十五億圓くらいになる見込みでございます。そういうようなことと必然的になつて来ることを考えますと、無制限に通算し、また一時恩給を給します年限を下げるということも、なか／＼困難になつて来るのでございします。そういうようなこと

を考えまして、たいへん情においては忍びないこととございしますけれども、たくさんの方々に急速に恩給を給する、しかも遺族重傷病者に重点を置きつつ、円滑な事務の運営をして行くという見地から考えまして、履歴を整備して、新たに恩給を給する措置を講ずる人々に対しては若干の制限を加えることは、どうしても必要であるという結論に達した次第であります。○永田(良)委員 私は今の恩給局長の御答弁は、たいへん御親切で感謝しておるけれども、この恩給の問題は、はなはだもつて複雑な問題であつて、その簡単に片づくものではないと思つております。戦争で勝つたならば、今日こういう憂いはないのです。敗戦國の悲しみのうちで、いろいろありますけれども、皆さん、親としても、妻としても、自分のかわいい同胞が白衣で帰つたならば、いかなる感じがするでしよう。私は自分の子供を戦争にやつて、死なせたのもあれば帰つて来たのもあります。現にむすこが、私が考えても不思議に思ふくらいいやな感じを持つておるということとをたび／＼申し上げます。今後日本が再建の途上にあつて、お互いあるともに戦争をして負けたのであるけれども、われ／＼はむすこや何かを送り出す場合の当時の考えを持てば、今日負けいくさをして帰つた者が、何も言わずにおるけれども、悶々として非常な苦しみを持つておる。それに對して皆様方政府の恩給局の方には、ただ自分のひとり考えで、かつてな判断をされまして、大きな憂いが生じますよ。政治は泣き悲しむ人の憂いをもつてやるのが大事なんじゃないやうにやせんか。私はあえてあなたを攻撃

いたしません。熱情のあまりに申し上げるのだが、あなたは書類がないから、海軍は多少あるけれども、陸軍は書類がないから停年とか、加俸とか、いろいろ／＼なことはできないと言われど、それはほんの實際でありますけれども、あなたの考えはあまりに陸軍省や海軍省にとらわれておると思ふ。私はいなかの村長も市長もしてみたら、戦争中に連隊区司令官が、軍人がむろん検査はするけれども、各町村役場や市役所には兵籍簿があるじやありませんか。陸軍省の書類は焼けても、恩給局の書類は焼けても、過去において、何年何月には何それがしが招集されて行つたという記録がちゃんと残つておる。兵事係の書類を得ていないと、あなたはそう言われておるが、恩給の關係にある者は、全国の一萬数千の町村役場をお調べになれば書類はあると思ふ。それがめんどうだから、そういうことはできないとおつしやることは、あまりに戦争に行つた軍人に対して冷然たる処置ではないかと私は思ふ。もつとそういうことは親切に調査をされなければならぬ。再建の途上にある日本は、アメリカ關係等もあるのでもしうけれども、何の遠慮がありませんか。われ／＼は負けても、将来立上らなければならぬ。この観点から見て、アメリカがMSA援助をするとか、あるいは予備隊に對して多少の加勢をするとかいふ金があるならば、ドイッであつても日本であつても、負けた國の苦痛は同じではありませんか。そういう点から行つて、もしアメリカが真に日本と提携して、共産党でも防ごうという考えがあるのなら、もつとこういう恩給の問題等についても、負

けたる國家の軍人の心の憂いをもつてやるような心がなくして、將來日本人が外國なんかに行つて戦争するばかがおりますか。こういうことは大事な人の心の悩みをとる重大な案件でありますから、私はあなたが書類がないからこれをそのままにいかげんにしておこうというやうなことをお考えになるという事は、恩給局としての大失敗である、政府としても大失敗であると思ひます。こういう点についてはできるだけ親切を尽して、町村役場にもあらゆる方面から――また現に戦争に行つて帰つて来た者は、そんなことをうそをつきますか。軍人はうそをつくものじやありません。お調べになれば、あなたが心配するやうなやうな困難な問題ではないと思ひます。この点についてもう一ぺんあなたの意見を伺つておかなければ、私はここから何時間でも帰りはしません。御答弁願ひます。○稻村委員長 永田委員にちよつと言ひ申し上げますが、政府委員としての事務的答弁と政治的答弁と、二つの意味が含まれておると思ひますのであります。政治的な答弁は事務官である三橋局長からは困難であり、従つてこれは総理大臣、副総理、官房長官の御答弁を得るのが至当であるとか、かように存じますが、今日はおりませんので、三橋局長からの事務的な回答で御満足していただきたいと思います。○三橋(剛)政府委員 今永田委員からいろいろお話がございましたが、私が今高橋委員の御質問に對してお答えいたしましたのは、加算の制度というものは、恩給の制度上どういふやうな結果になるかということについて説明

申し上げて、この加算の制度を今日の國家の現状において実施することができるといふこととを、一応前提として申し上げたわけであります。それからその次に、實際の恩給の事務を取扱うというためには、恩給を給するに必要となるものの履歴整備というものが非常に必要なんです。そこでその現状を私はお話し上げたのであります。永田委員の仰せられますがごとくに、地方の実情が、恩給の支給をする上に一向さしつかえないほどに、書類が整備されておるといふことでありますならば、非常に仕合せだと思ひます。今まで復員局の職員なり、また私の同僚の恩給局の職員も、いろいろとおも立つた各県の実情を調べ、この点については私たちがいろいろと慎重に検討して来たのでございします。なか／＼困難な実情があるのでございします。今永田委員が仰せられるがごとくに、幸いにしても私も私の考えておることにしが杞憂にすぎないといふことであります。これはまことに仕合せなこととでございます。今までのいろいろと同僚の諸君からも熱心に調べられた結果の報告があり、これによりまして、また私自身も現地におきまして調べましたところでは、必ずしも永田委員の仰せ通りでもないのではないかと、こういうやうな気がしたのであります。ただ私一つ遺憾に思ひますのは、私が非常に冷やかな心をもつてこの問題に処しておるのうに見られることであつて、このことは、まことに残念に思ひます。私もかつては軍籍にあり、また私も一人の弟を戦地に送りまして、なくしております。従つて、旧軍人及び遺族の方々に對します熱情といひます

か、そういう方々に対する思いやりにおきましては、決して人後に落ちるものではないと。また恩給給付の職員も、私と同じような心持をもつてやつてくれることと思つております。その点だけは、ひとつ誤解のないように御了承を願ひたいと思つております。○永田(良)委員 少私の申し上げたことが失礼に当つたかもしれませんが、もしそういう点があつたら、私は取消しまして、あなたにおわびをいたします。あなたが今思われることも、私が思うことも、ともにいわゆる敗戦国の悲劇であります。實際軍人の関係者から見ると、それはとても立つてもすわつてもおられない。だから私は、あなたが決して冷やかであるとは思いませんよ。しかし、あなたが先ほど長く説明をなさつた点から見て、私がほんとうに考えた場合、あなたは書類がない書類がないとおつしやる。私は、書類がなくとも人がおると思ふ。日本人は、ことにそういう軍人をした人は、加算をせよとしたり、うそをつくようなことはしない。――たまにはおるかもしれないけれども、私はおらないと思つたから、御迷惑ですけれども、この困難な仕事を、あなたが一人でも戦争に行つたそういう犠牲者を救つて行こうという愛の心を持つて、民衆のそういう愛の心をついていただくように、ひとつ一般の努力を願ひたいという希望を申し上げたのです。私は鹿児島県人で、少し語気が荒いわけですが、この点はあしからず。

○高橋(等)委員 関連して……。予算面から、加算の問題について一、二伺つておきたいと思ひます。まず、七年以上在職者につきまして、一時金を出されることになつた。その七年以上の在職者の人数、及びこれをもし三年とすれば、すなわち戦地加算四箇年と見まして、三年で十二年になるわけでありますが、三年以上の人数は幾らになりますか。おわかりになりましたら、お知らせ願ひたいと思ひます。○三橋(則)政府委員 百八十万ばかりになります。七年以上は十八万になります。○高橋(等)委員 そうしますと、もし七年以上に一時金を出される、それと同じようなやり方で、三年以上に一時金を出す場合は、七年以上を入れますと、一体全部で幾らになりますか。○三橋(則)政府委員 四百六十四億円ばかりになるかと思ひます。○高橋(等)委員 もう一点伺ひます。加算を認めて恩給を支給するとして、三年以上在職の方に恩給を出すことにしますれば、恩給の額は、将来一番ふくれるときは、今度の四百五十億を除いて、幾らになりますか。○三橋(則)政府委員 現在のところの推定人員から推しますと、大体千四百億円ぐらいになるんじゃないかと思ひます。もちろんこれは若干停止といひますか、いろいろな関係で少しかわつて来ますが、大体千四百億前後の金があるのではないかと思つております。○高橋(等)委員 それは加算を認めたために、要するに三年以上十二年未満というものを加えた場合に、それだけふえろと了解してよろしゅうございませうか。○三橋(則)政府委員 さようでございます。○稻村委員長 高瀬傳君。○高瀬委員 ただいま事務的な御説明

はいろいろ拝聴いたしましたので、われわれもたいへん参考になりました。その中で、加算に関する規定は非常に複雑だというお話、但し、私どもは、加算については、非常に簡単に、外地において勤務した人は、一律に一年を二年、そしてたとえは戦車に乗り、あるいは潜水艦や飛行機に乗つたというふうな人には、危険手当のものがあつて、一年が四年になる。そういう点は、一律に加算を認める場合は、二年というように考へておるのです。それから財政上の問題について、ただいまいろいろお話がございました。手続の問題、聴することにとどめておきまして、いづれ総合的な政府の所信については、今後緒方副総理なり、吉田総理なりに出ていただきまして、質問をいたすことにいたしましたので、今日は私の質問はこれで終ります。○栗山委員 議事進行についてちよつと一言……。この法案は、前国会においても審議されて、その審議の過程において解散になりましたために、自然この特別国会に持ち越されたわけでありました。かなり論議を尽くされておるのではありませんか、思うに政府当局のたゞいままでのような御答弁の状態で、議員の心構えが、ぜひ一日も早くこの恩給法に直接関係のある人々なれば国民一般の良識にこたへるような結論を出したいと考へましても、なかなか結論を得たいと思ふのです。そこで私が議事進行として申し上げたいことは、もう局長の御説明は了承しております。あなたの心構えについて決して一点も疑うものではない。しかし総理並びに副総理その他閣僚大臣

が、この大きな問題を矛盾した論理の上に、そのままに放棄しておく。それで堅白異同の弁をもつて糊塗する。一旦政府が出したのだから政府の面目、權威にかけて黒を白、白を黒、さきからすといつて通さなければならぬといふような面目にこだわるようなことがあるなら、これは実にゆゆしき問題だと考へるのであります。それで先ほど永田委員からも発言されましたが、加算ないし通算の問題のごときは、いかにも重要な問題であります。原則としてこれを取入れないと、簡単にいえばそれまでである。しかしそれが恩給の常識において取入れるべきものか、取入れざるべきものかというこの基礎的觀念から追究して、根本的に恩給――恩給という言葉は古いにいたしましても、その恩給を意義あらしめるためには、国民の前に一点の疑念もなく信頼性を持たせようとするには、やはりこれは根本的にはつきりした方がいいと思ふ。しかば現在あなたの口をかりても、およそその三割は材料があるであろう、あるいは四分の一かもしれない、あるいは半分もといつたやうな、この議席において何つてもそこ大へんな開きがあることに私どもはいささか不安を感じるわけでありませう。そういう点は永田委員の指摘されたやうに、できるだけその資料を確實にしなければならぬが、もしその資料が焼けたら焼けた、残つておたら残つておる、隠しておつたのなら隠しておつたが出た、出たものはどれだけだといふに現状において最善の努力を尽したということが実は今私どもには承し得ない。どうも最善の努力を尽しておらぬように思ふ。これだけ問

題がやかましく取上げられておるにかかわらず、資料としては不安定な状態においてあなたがその議席からお答えになつておるようには私は思ふのであります。これは非常に悲しいのであります。この特例法は今月審議を終えなければ流れる。すでに恩典を受くべき多数の気の毒なる人々が首を長くして待つておるのです。そしていらした気持でこれを見ておる。一体議員というものはこれをどう扱つてくれるか、政府はどうしてくるのだといつて、この法案が通るか通らぬかといふことまで心配しておるやうなありさまです。私はこういうやうな世相に多数の気の毒な犠牲者を迷いのうちに、不安定な気持のうちに暮らせるということはしのびません。どうかその点において政府はほんとうに誠意を尽して、あるものはある、ないものはない、実は論議において矛盾はあるけれども、現状やむを得ないがゆえにこういう取扱ひをするのだ、国の財政が許すならもつと上げたいのだ、その気持はよくわかるのだが、しかしやむを得ない事情においてこういふなんだといふことを言え、ほかの人はどうか知らぬけれども、本員一人だけはこれを了とします。私は議員としての常識としてこれを了とする覚悟を持つておるのである。これは一日も早く目の目を見させてあげたいと思ふ。気の毒な人が多数横たわつておるからである。私はここでこまかいことを取上げて、速記者を煩わして、いたずらにうすたかく原稿を重ねることを決していさぎよしとしない。きわめて簡単にこれを片づけたのでありますけれども、矛盾した論理の上に、出せば出せると思われるよ

うな資料すらも、ここに運んでいただけないということが目の前に展開する限りにおいては、いわゆる時間を費すことになる。決して議員が好んで言論をもてあそぶものではないのである。真に国民の心を心として、犠牲者の氣持を肝に銘じて当局者に問い詰めて、その真相を明らかにすることにおいて、初めてわれ／＼の責任が果せるのである。その責任において私どもは言論をするのである。総理大臣も国務大臣もお見えになつておられないけれども、釈迦は壁にすら説教されたのである。私はこの議席に立つて政府委員の三橋局長に申し上げるのでございます。どうか総理並びに国務大臣に、局長から切々と堂々と議員の意のあるところを伝えてもらいたい。出席しなければしなくてもまた審議する方法がある。しかしながらかつて当局は新聞に、この修正などは思いもよらないというようなことを書いておつたように見るけれども、はたしてそういうことが許されるか許されないか、われ／＼は国民の良心にこたえんがための審議には、決して政府の考えることそのまゝがこの委員会を通過することを許さないであらう。われ／＼は十分わが党においてもあるいは各党の同志との間にも審議を尽して、最も最善の答えをこの委員会においてつくり上げたい、かように考えておる。われ／＼の誠意のあるところもくんでもらつて、議事進行を円満にいたしたい。不幸にして政府の態度の煮え切らざるがためにこれが流れるようなことがないようにしたいということをごに希望いたしました、議事進行に対する所感を述べるわけであります。

○稻村委員長 栗山君の御意見でもつともでございますので、当委員長といふにしても善処したいと存じます。本日はこの程度にとどめて、次会は公報をもつてお知らせいたします。これにて散会いたします。
午後五時二十一分散会

内閣委員会議録第七号中正誤

頁段行 誤 正

二二七は三十日以前に三十日以前

昭和二十八年七月二十三日印刷

昭和二十八年七月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局